

一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後		現 行	
<p>目次 第 1 編・第 2 編 （略）</p> <p>第 3 編 一般工事 第 9 章・第 10 章 （略） 第 11 章 コンクリート工事 第 1 節・第 2 節 （略） 第 3 節 型 <u>枠</u> 工 第 4 節 （略） 第 12 章～第 15 章 （略）</p> <p>第 4 編 （略）</p> <p>第 1 編 安全一般 第 1 章 総 則 第 1 節・第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 施工計画 1. 施工計画の作成 (1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（<u>構造物条件、技術的特性、自然条件、社会的条件、マネジメント特性等</u>）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。 また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。 (2)・(3) （略） (4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、<u>工程計画</u>、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。 (5) 使用機械設備の計画・選定に<u>当</u>たっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。 (6) （略） (7) 工程は、<u>工事の実施に必要な準備、後片付け期間まで</u>全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、<u>工事に従事する者の休日、天候その他やむを得ない理由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等</u>を十分考慮して作成すること。</p> <p>2. （略）</p> <p>第 4 節 工事現場管理 1. <u>安全衛生管理体制</u> 工事の施工に当たっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の<u>安全衛生管理体制</u>及び隣接他工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。 2. ～6. （略）</p> <p>7. 安全管理活動 日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。 ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ ② 安全朝礼（全体的指示伝達事項等）</p>	<p>安衛法 10～19 の 2</p>	<p>目次 第 1 編・第 2 編 （略）</p> <p>第 3 編 一般工事 第 9 章・第 10 章 （略） 第 11 章 コンクリート工事 第 1 節・第 2 節 （略） 第 3 節 型 <u>わく</u> 工 第 4 節 （略） 第 12 章～第 15 章 （略）</p> <p>第 4 編 （略）</p> <p>第 1 編 安全一般 第 1 章 総 則 第 1 節・第 2 節 （略）</p> <p>第 3 節 施工計画 1. 施工計画の作成 (1) 施工計画は、施工条件等を十分に把握したうえで、工程、資機材、労務等の一般的事項のほか、工事の難易度を評価する項目（<u>工事数量、地形地質、構造規模、適用工法、工期、工程、材料、用地等</u>）を考慮し、工事の安全施工が確保されるように総合的な視点で作成すること。 また、施工計画は、設計図書及び事前調査結果に基づいて検討し、施工方法、工程、安全対策、環境対策等必要な事項について立案すること。 (2)・(3) （略） (4) 作業員は、必要人員を確保するとともに、技術・技能のある人員を確保すること。やむを得ず不足が生じる時は、施工計画、<u>工程</u>、施工体制、施工機械等について、対応策を検討すること。 (5) 使用機械設備の計画・選定に<u>あ</u>たっては、施工条件、機械の能力及び適応性、現場状況、安全面、環境面等総合的な視点で検討すること。 (6) （略） (7) 工程は、<u>準備作業から工事終了まで</u>全工期にわたって安全作業を十分考慮するとともに、<u>気象・海象条件等</u>を十分考慮して作成すること。</p> <p>2. （略）</p> <p>第 4 節 工事現場管理 1. <u>安全施工体制</u> 工事の施工に当たっては、工事関係者が一体となって安全施工の確保を図るために、現場の<u>安全施工体制</u>及び隣接他工事を含む工事関係機関との連絡体制を確立しておくこと。 2. ～6. （略）</p> <p>7. 安全管理活動 日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。 <u>(1)</u> 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ <u>(2)</u> 安全朝礼（全体的指示伝達事項等）</p>	<p>安衛法 10～19 の 2</p>

<p>③ 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）</p> <p>④ 安全点検</p> <p>⑤ 安全訓練等の実施</p> <p>8. 工事関係者における連携の強化</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 近接工事を伴う場合は、近接工事を含む関係機関との連絡体制を確立すること。</u></p> <p>第2章 安全措置一般</p> <p>第1節 作業環境への配慮</p> <p>1. 換気の悪い場所等での必要な措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。<u>併せて、現場内の作業環境に配慮した工法の採用に努めること。</u></p> <p>2. 強烈的な騒音を発生する場所等での必要な措置</p> <p>(1) 強烈的な騒音を発生する場所であることを<u>見やすい箇所に</u>明示するとともに、<u>労働者</u>へ周知させること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置</p> <p>(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。</p> <p>(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。</p> <p>(3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。</p> <p>5. 作業環境項目の測定</p> <p>以下の作業場所では、必要とされる各環境項目の測定を行うこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高温多湿で熱中症の発生の<u>おそれ</u>がある作業環境下での、<u>WBGT</u>（暑さ指数）の測定等。</p> <p>第2節 工事現場周辺の危害防止</p> <p>1. 工事区域の立入防止施設</p> <p>(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の<u>立入防止施設</u>を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。<u>なお、立ち入り防止施設については、相互に連結・固定する等、強風等による飛散防止に努めること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 工事現場出入口付近での交通事故防止</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>安衛法 22</p> <p>安衛則 582 粉じん則 27 <u>厚生労働省通達 基安化発1222第2号 (R3.12.22)</u></p> <p><u>安衛則</u> 583 の 2</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 0420 第 3 号 (R3.4.20)</u></p> <p>安衛法 65</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 0420 第 3 号 (R3.4.20)</u></p>	<p>(3) 安全ミーティング（個別作業の具体的指示、調整）</p> <p>(4) 安全点検</p> <p>(5) 安全訓練等の実施</p> <p>8. 工事関係者における連携の強化</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第2章 安全措置一般</p> <p>第1節 作業環境への配慮</p> <p>1. 換気の悪い場所等での必要な措置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 粉じん飛散を防止する措置を講じること。特に、著しく粉じんを発生する場所では、保護具等を使用すること。</p> <p>2. 強烈的な騒音を発生する場所等での必要な措置</p> <p>(1) 強烈的な騒音を発生する場所であることを明示するとともに、<u>作業員</u>へ周知させること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置</p> <p>(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT（暑さ指数）の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。</p> <p>(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。</p> <p>(3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。</p> <p>5. 作業環境項目の測定</p> <p>以下の作業場所では、必要とされる各環境項目の測定を行うこと。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 高温多湿で熱中症の発生の<u>恐れ</u>がある作業環境下での、<u>WBGT</u>（暑さ指数値）の測定等。</p> <p>第2節 工事現場周辺の危害防止</p> <p>1. 工事区域の立入防止施設</p> <p>(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等<u>防護工</u>を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2.・3. (略)</p> <p>4. 工事現場出入口付近での交通事故防止</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>安衛法 22</p> <p>安衛則 582 粉じん則 27 (新設)</p> <p><u>安衛法</u> 583 の 2</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発第 0619001 号</u></p> <p>安衛法 65</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発第 0619001 号</u></p>
---	--	---	---

<p>(4) 出入口には、必要に応じて交通誘導警備員を適正に配置すること。</p> <p>5. 地域住民との融和 (1) ～ (3) (略) (4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、<u>工事関係者で共有を図り</u>、必要な措置を講じること。</p> <p>6. (略)</p>		<p>(4) 出入口には、必要に応じて交通誘導員を配置すること。</p> <p>5. 地域住民との融和 (1) ～ (3) (略) (4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に対応し、必要な措置を講じること。</p> <p>6. (略)</p>	
<p>第3節 立入禁止の措置 1. 関係者以外の立入禁止 以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を表示すること。 ①～③ (略)</p>	<p>安衛則 585</p>	<p>第3節 立入禁止の措置 関係者以外の立入禁止 以下のような場所では、関係者以外の立入りを禁止し、具体的な危険の内容と合わせて見やすい箇所にその旨を表示すること。 ①～③ (略)</p>	<p>安衛則 585</p>
<p>第4節 監視員、誘導員等の配置 1. 監視員、誘導員等の配置 (1) 建設工事においては、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜監視員、誘導員等を配置すること。 (2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。</p> <p>2. 合図、信号等の統一 (1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。 ① クレーン等の運転についての合図の統一 ② 警報等の統一 ③ 避難等の訓練の実施方法等の統一 ④ その他必要な事項 (2) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>安衛則 104, 151 の 8, 159 クレーン則 25, 71 安衛則 639 安衛則 642 安衛則 642 の 2</p>	<p>第4節 監視員、誘導員等の配置 1. 監視員、誘導員等の配置 (1) 建設工事においては、現場の状況、作業の方法に応じて、適宜監視員、誘導員等を配置すること。 (2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。</p> <p>2. 合図、信号等の統一 (1) 複数の下請けを伴う現場では、作業員と監視員・誘導員等との間で、下記事項についてすみやかに有効な情報伝達ができるよう、合図、信号等を統一すること。 ① クレーン等の運転についての合図の統一 ② 警報等の統一 ③ 避難等の訓練の実施方法等の統一 ④ その他必要な事項 (2) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<p>安衛則 104, 159, 151 の 8 クレーン則 25, 71, 639 安衛則 642, 642 の 2, 639</p>
<p>第5節 墜落防止の措置 1. 足場通路等からの墜落防止措置 (1) (略) (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を<u>取り外す</u>ときは、<u>防網</u>を張り、<u>労働者に要求性能墜落制止用器具</u>を使用させる等の措置を講じること。 (3) <u>高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所</u>で、<u>フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けた者が行うこと</u>。 (4) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、<u>要求性能墜落制止用器具</u>が容易に使用<u>できる</u>よう親綱等の設備を設けること。 (5) 足場等の作業床は、<u>点検者を指名して</u>、日常作業開始前及び必要に応じ<u>点検させ</u>、保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。 (6) 通路の主要な箇所には、<u>安全な通路</u>であることを示す表示をすること。 (7) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。 (8) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。</p>	<p>安衛法 21 安衛則 518, 519 安衛則 36 安衛則 519, 521 安衛則 567 安衛則 540 安衛則 541 安衛則 542</p>	<p>第5節 墜落防止の措置 1. 足場通路等からの墜落防止措置 (1) (略) (2) 作業床、囲い等の設置が著しく困難なとき、又は作業の必要上から臨時に囲い等を<u>とりはずす</u>ときは、<u>防護網</u>を張り、<u>作業員に安全帯</u>を使用させる等の措置を講じること。 (新設) (3) 足場及び鉄骨の組立、解体時には、<u>安全帯</u>が容易に使用<u>出来る</u>よう親綱等の設備を設けること。 (4) 足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ<u>点検し保守管理に努める</u>こと。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法を取り、安全確保を図ること。 (5) 通路の主要な箇所には、<u>安全通路</u>であることを示す表示をすること。 (6) 坑内あるいは夜間作業を行う場合には、通路に正常の通行を妨げない範囲内で必要な採光又は照明設備を設けること。 (7) 通路面は、つまずき、滑り、踏み抜き等の危険のない状態に保持すること。</p>	<p>安衛法 21 安衛則 518, 519 (新設) 安衛則 519, 521 安衛則 567 安衛則 540 安衛則 541 安衛則 542</p>
<p>2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置 (1) (略) (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取り<u>外す</u>ときは、安全確保のため<u>防網</u>を張り、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用させる等の措置を講じること。</p>	<p>安衛則 518, 563</p>	<p>2. 作業床端、開口部からの墜落防止措置 (1) (略) (2) 囲い等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に囲い等を取り<u>はずす</u>ときは、安全確保のため<u>防護網</u>を張り、<u>安全帯</u>を使用させる等の措置を講じること。</p>	<p>安衛則 563</p>

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 柵、覆い等をやむを得ず取り外して作業をする場合には、当該場所への関係労働者以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取り外した囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。</p>	<p>安衛則 530</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 柵、覆い等をやむを得ず取りはずして作業をする場合には、当該場所への関係作業員以外の立入を禁止する標識を設置し、監視員を配置すること。また、取りはずした囲い等は、作業終了後直ちに復旧すること。</p>	<p>安衛則 530</p>
<p>3. 掘削作業における墜落防止措置</p> <p>(1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。</p> <p>(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないよう十分安全性について確認すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>安衛法 21 安衛則 518, 519</p>	<p>3. 掘削作業における墜落防止措置</p> <p>(1) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、<u>安全帯</u>を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。</p> <p>(2) 斜面を昇降する必要がある場合には、安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し<u>安全帯</u>を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないよう十分安全性について確認すること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>安衛法 21 安衛則 518, 519</p>
<p>4. ロープ高所作業における墜落防止措置</p> <p>(1) 身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、<u>要求性能墜落制止用器具</u>を取り付けるための「ライフライン」を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとること。 ①～④ (略)</p> <p>(4) あらかじめ作業を行う場所について調査し、その結果を記録すること。また、それをもとに作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 作業に従事する労働者に<u>要求性能墜落制止用器具</u>を使用させること。使用する<u>要求性能墜落制止用器具</u>はライフラインに取り付けること。また関係労働者に保護帽を着用させること。</p> <p>(7) その日の作業を開始する前に、メインロープ等、<u>要求性能墜落制止用器具</u>及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替えること。</p>	<p>安衛則 539 の 2</p> <p>安衛則 539 の 3</p> <p>安衛則 539 の 4, <u>539 の 5</u></p> <p>安衛則 539 の 7, <u>539 の 8</u></p> <p>安衛則 539 の 9</p>	<p>4. ロープ高所作業における墜落防止措置</p> <p>(1) 身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、<u>安全帯</u>を取り付けるための「ライフライン」を設けること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとること。 ①～④ (略)</p> <p>(4) あらかじめ作業を行う場所について調査し、その結果を記録すること。また、それをもとに作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行うこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 作業に従事する労働者に<u>安全帯</u>を使用させること。使用する<u>安全帯</u>はライフラインに取り付けること。また関係労働者に保護帽を着用させること。</p> <p>(7) その日の作業を開始する前に、メインロープ等、<u>安全帯</u>及び保護帽の状態について点検し、異常がある場合は、直ちに、補修し、または取り替えること。</p>	<p>安衛則 539 の 2</p> <p>安衛則 539 の 2</p> <p>安衛則 539 の 4 <u>安衛則 539 の 5</u></p> <p>安衛則 539 の 7 <u>安衛則 539 の 8</u> 安衛則 539 の 9</p>
<p>5. <u>労働者</u>に対する措置</p> <p>(1) 新規に入場した<u>労働者</u>に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。</p> <p>(2) 墜落防護工の無断取り外しの禁止について教育し、監督指導すること。</p> <p>(3) <u>要求性能墜落制止用器具</u>等保護具の適切な保管管理について指導すること。</p> <p>(4) 高所作業に従事する<u>労働者</u>については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。 <u>(削る。)</u></p>	<p><u>安衛法</u> 60 の 2 安衛則 642 の 3</p> <p>安衛法 62 <u>(削る。)</u></p>	<p>5. <u>作業員</u>に対する措置</p> <p>(1) 新規に入場した<u>作業員</u>に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。</p> <p>(2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。</p> <p>(3) <u>安全帯</u>等保護具の適切な保管管理について指導すること。</p> <p>(4) 高所作業に従事する<u>作業員</u>については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。</p> <p>(5) <u>高所の作業においては未熟練者、高齢者の配置は避けること。</u></p>	<p><u>安衛則</u> 60 の 2 安衛則 642 の 3</p> <p>安衛法 62 <u>安衛法 62</u></p>
<p>第6節 飛来落下の防止措置</p> <p>1. ネット・シートによる防護</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業の都合上、ネット・シート等を取り外したときは当該作業終了後すみやかに復元すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>		<p>第6節 飛来落下の防止措置</p> <p>1. ネット・シートによる防護</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業の都合上、ネット・シート等を取りはずしたときは当該作業終了後すみやかに復元すること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	
<p>2. ～5. (略)</p>		<p>2. ～5. (略)</p>	
<p>第7節 異常気象時の対策</p> <p>1. 緊急連絡体制の確立</p> <p>第1章第4節5に準ずること。</p> <p>2. 気象情報の収集と対応</p> <p>(1) 事務所にテレビ、ラジオ、<u>インターネット</u>等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。 <u>(削る。)</u></p> <p>(2) 事務所、現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話</p>	<p><u>(削る。)</u></p>	<p>第7節 異常気象時の対策</p> <p>1. 緊急連絡体制の確立</p> <p>第1章第4節5に準ずること。</p> <p>2. 気象情報の収集と対応</p> <p>(1) 事務所にテレビ、ラジオ等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。</p> <p>(2) 事務所、現場詰所及び作業場所間の連絡伝達のための設備を必要に応じ設置すること。電話</p>	<p>安衛則 522</p>

<p>による場合は固定回線の他に、異常時の対応のために、複数の移動式受話器等で常に<u>労働者</u>が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また、現場状況に応じて無線機、トランシーバー等に対応すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 工事責任者は、非常時の連絡を行なった場合は、確実に<u>労働者</u>へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。</p> <p>3. 作業の中止、警戒及び各種点検</p> <p>(1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、<u>点検者を指名して</u>作業開始までに<u>点検させ</u>、異常が認められたときは直ちに補修すること。</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>6. 雪に対する措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 構造物等の倒壊による事故を防止するため、現場事務所等の<u>強度の点検、屋根の雪降ろしなど適切な措置</u>を実施すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7. なだれに対する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) なだれの発生が予測される場合は、当該箇所における作業及び輸送並びに通行を禁止するとともにその旨を速やかに関係<u>労働者</u>に周知させる方法を定めておくこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>8. 雷に対する措置</p> <p>(1) 警報器、ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて拡声機、サイレン等により現場<u>労働者</u>に伝達すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9. 地震及び津波に対する措置</p> <p>(1) 地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ<u>労働者</u>を避難させること。</p> <p>(2) 地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。</p>	<p><u>安衛則 522</u></p> <p>安衛則 567</p> <p><u>クレーン則 37</u></p>	<p>による場合は固定回線の他に、異常時の対応のために、複数の移動式受話器等で常に<u>作業員</u>が現場詰所や監視員と瞬時に連絡できるようにしておくこと。また、現場状況に応じて無線機、トランシーバー等に対応すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 工事責任者は、非常時の連絡を行なった場合は、確実に<u>作業員</u>へ伝達され周知徹底が図られたことを確認すること。</p> <p>3. 作業の中止、警戒及び各種点検</p> <p>(1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。</p> <p>(2) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに<u>点検し</u>、異常が認められたときは直ちに補修すること。</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>6. 雪に対する措置</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 構造物等の倒壊による事故を防止するため、現場事務所等の<u>強度について適切な時期に点検等</u>を実施すること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>7. なだれに対する措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) なだれの発生が予測される場合は、当該箇所における作業及び輸送並びに通行を禁止するとともにその旨を速やかに関係<u>作業員</u>に周知させる方法を定めておくこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>8. 雷に対する措置</p> <p>(1) 警報器、ラジオ等により雷雲の発生や接近の情報を入手した時は、その状況に応じて拡声機、サイレン等により現場<u>作業員</u>に伝達すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9. 地震及び津波に対する措置</p> <p>(1) 地震及び津波に対する警報が発せられた場合は、安全な場所へ<u>作業員</u>を避難させること。</p> <p>(2) 地震及び津波が発生した後に、工事を再開する場合は、あらかじめ建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>安衛則 567</p> <p>(新設)</p>
<p>第8節 火災予防</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 防火設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火気を取扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を整えること。消火器は有効期間を確認すること。</p> <p>3. 危険物の管理</p> <p>(1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物保安監督者を選任すること。 なお、少量危険物に規定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。</p> <p>(2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、所轄消防署へ届出を行うこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。</p>	<p>消防法 17</p> <p>建設業附属宿舎<u>規程</u> 12</p> <p>安衛法 20 安衛則 257 消防法 13,9 の4 <u>消防法に基づく</u>市町村条例 消防法 10, 11</p> <p><u>消防法 10</u></p>	<p>第8節 火災予防</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 防火設備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 火気を取扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を整えること。消火器は有効期間を確認すること。</p> <p>3. 危険物の管理</p> <p>(1) 危険物を指定数量以上貯蔵又は取扱う場合には、危険物保安監督者を選任すること。 なお、少量危険物に規定される数量を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱責任者を選任すること。</p> <p>(2) 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、所轄消防署へ届出を行うこと。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 指定された数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵及び取扱いを行わないこと。</p>	<p>消防法 17</p> <p>建設業附属宿舎<u>規定</u> 12</p> <p>安衛法 20 安衛則 257 消防法 13 <u>消防法 9 の4</u> 市町村条例 消防法 <u>4,9, 11</u></p> <p>(新設)</p>

<p>(7) 危険物の貯蔵所を設置・変更する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 現場管理</p> <p>1. 施工計画、指揮命令系統の周知 施工計画、指揮命令系統及び作業の順序、方法等をあらかじめ労働者に周知すること。</p> <p>2. 作業主任者の選任 (1) 災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し、労働者の指揮を行わせること。 (2) 作業主任者を選任したときは、氏名、担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、労働者に周知する。</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>7. 非常事態における応急処置 非常事態の発生時における連絡の方法、応急処置の方法等を労働者に周知すること。</p> <p>8. 危険箇所の周知 架空工作物、特に高圧電線等は、その危険性について労働者に十分認識させておくこと。</p> <p>9. 剥離剤など科学物質の適正な使用 <u>剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS（安全データシート）の情報に基づき、化学物質リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の労働者への周知を行ったうえで、リスク低減措置を実施すること。</u></p> <p>10. 作業環境の整備 材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。</p> <p>第11節 健康管理</p> <p>1. 熱中症対策 (1) 気温条件、作業内容、労働者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。特に、人力による掘削作業等エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくすること。 (2)・(3) (略) (4) 労働者の睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。必要に応じて健康相談を行うこと。 (5)～(7) (略)</p> <p>2. 蜂アレルギー検査と措置 蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させること。</p> <p>第3章 機械・装置・設備一般 第1節 (略)</p>	<p>安衛則 262, 263 消防法 11 危規令 6,7</p> <p>安衛法 14 安衛則 16 安衛則 18</p> <p>安衛則 35</p> <p><u>厚生労働省通達 基安化発0518第1号 (R4.5.18)</u></p> <p>林災防規程第 33 条</p>	<p>(7) 危険物の貯蔵所を設置する場合は、市町村長又は都道府県知事の許可及び所轄消防署への申請、検査を受けること。</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 現場管理</p> <p>1. 施工計画、指揮命令系統の周知 施工計画、指揮命令系統及び作業の順序、方法等をあらかじめ作業員に周知すること。</p> <p>2. 作業主任者の選任 (1) 災害を防止するため管理を必要とする作業については、作業の区分に応じて免許を受けた者又は技能講習を終了した者を作業主任者として選任し、作業員の指揮を行わせること。 (2) 作業主任者を選任したときは、氏名、担当事項を作業場の見やすい箇所に掲示し、作業員に周知する。</p> <p>3. ～6. (略)</p> <p>7. 非常事態における応急処置 非常事態の発生時における連絡の方法、応急処置の方法等を作業員に周知すること。</p> <p>8. 危険箇所の周知 架空工作物、特に高圧電線等は、その危険性について作業員に十分認識させておくこと。</p> <p>(新設)</p> <p>9. 作業環境の整備 材料の置場は、作業に適した場所を選定し、通路・非常口・分電盤・操作盤の前面等は避けること。</p> <p>第11節 健康管理</p> <p>1. 熱中症対策 (1) 気温条件、作業内容、作業員の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間の確保に努めること。特に、人力による掘削作業等エネルギー消費量の多い作業や連続作業はできるだけ少なくすること。 (2)・(3) (略) (4) 作業員の睡眠時間、栄養指導等日常の健康管理について指導を行うこと。必要に応じて健康相談を行うこと。 (5)～(7) (略)</p> <p>2. 蜂アレルギー検査と措置 蜂刺されのおそれのある場所で作業させる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させること。</p> <p>第3章 機械・装置・設備一般 第1節 (略)</p>	<p>安衛則 262, 263 消防法 11 危規令 6</p> <p>安衛法 14 安衛則 16 安衛則 18</p> <p>安衛則 35</p> <p>(新設)</p> <p>林災防規程第 32 条</p>
--	--	--	--

第2節 建設機械の運用

1. 建設機械の適切な選定と運用

- (1) (略)
- (2) 使用場所に応じて、労働者の安全を確保するため、適切な安全通路を設けること。
- (3) 建設機械の運転、操作に当たっては、有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

2. 使用取扱環境

- (1) (略)
- (2) 機械設備には、粉じん、騒音、高温、低温等から労働者を保護する措置を講じること。これにより難しいときは、保護具を着用させること。
- (3) (略)
- (4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

電圧と離隔距離

電路の電圧 (交流)	離 隔 距 離
特 別 <u>高 圧</u> (7,000V以上)	2m 以上、但し、60,000V以上は 10,000V 又はその端数を増すごとに 20cm 増し
高 (600～7,000V) 圧	1.2m 以上
低 (600V以下) 圧	1.0 m 以上

- (5) ～ (7) (略)

3. ～7. (略)

第3節 建設機械の搬送

1. ～3. (略)

4. アタッチメント等作業装置の装着及び取り外し作業

- (1) アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取り外しを行うこと。
- (2) 重量のある作業装置の装着及び取り外しにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

第4節 (略)

第5節 移動式クレーン作業

1.・2. (略)

3. 移動式クレーンの誘導・合図

- (1) 合図者は1人とし、打合せをした合図で明確に行うこと。
- (2) 合図者は、吊り荷がよく見え、オペレーターからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。
- (3) (略)

4. 移動式クレーンの運転

- (1) 運転は、吊り上げ荷重により、以下の資格を有する者が行うこと。
①～③ (略)
- (2) ～ (4) (略)

安衛法 20, 24
安衛則 349

労働省通達
基発第 759 号
(S50. 12. 17)

安衛則 166

クレーン則 71
(削る。)

クレーン則 67. 68

第2節 建設機械の運用

1. 建設機械の適切な選定と運用

- (1) (略)
- (2) 使用場所に応じて、作業員の安全を確保するため、適切な安全通路を設けること。
- (3) 建設機械の運転、操作にあたっては、有資格者及び特別の教育を受けた者が行うこと。

2. 使用取扱環境

- (1) (略)
- (2) 機械設備には、粉じん、騒音、高温、低温等から作業員を保護する措置を講じること。これにより難しいときは、保護具を着用させること。
- (3) (略)
- (4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

電路の電圧 (交流)	離 隔 距 離
特 別 <u>電 圧 2 m 以 上</u> (7,000V以上)	2m 以上、但し、60,000V以上は 10,000V 又はその端数を増すごとに 20cm 増し
高 (600～7,000V) 圧	1.2m 以上
低 (600V以下) 圧	1.0m 以上

- (5) ～ (7) (略)

3. ～7. (略)

第3節 建設機械の搬送

1. ～3. (略)

4. アタッチメント等作業装置の装着及び取りはずし作業

- (1) アーム、ブーム等の降下、転倒を防止するため、支柱、ブロック等により支持し、装着又は取りはずしを行うこと。
- (2) 重量のある作業装置の装着及び取りはずしにおいては、合図を確実にし、誤操作、過大操作等に伴う挟まれ防止に細心の注意を払うこと。

第4節 (略)

第5節 移動式クレーン作業

1.・2. (略)

3. 移動式クレーンの誘導・合図

- (1) 合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行うこと。
- (2) 合図者は、吊り荷がよく見え、オペレーターからもよく見える位置で、かつ、作業範囲外に位置して合図を行うこと。やむを得ずオペレーターから見えない位置で合図する場合には、無線等で確実に合図が伝わる方法をとること。
- (3) (略)

4. 移動式クレーンの運転

- (1) 運転は、吊り上げ荷重により、以下の資格を有するものが行うこと。
①～③ (略)
- (2) ～ (4) (略)

安衛法 20, 24
安衛則 349

労働省通達
基発第 759 号
(S50. 12. 17)

安衛則 166

クレーン則 71
クレーン則 71

クレーン則 67. 68

5.・6. (略)

7. 玉掛作業
 (1) ～ (6) (略)
 (7) 荷の巻き掛け吊りの方法として2本4点半掛け吊りは、吊り荷の安定が悪いため、玉掛け用ワイヤがずれないように適切な措置を講ずること。
 (8) (略)
 (9) 枠組足場材等は、種類及び寸法ごとに仕分けし、玉掛用ワイヤロープ以外のもので緊結する等、抜け落ち防止の措置を行うこと。
 (10) (略)

8. (略)

第6節 賃貸機械等の使用
 1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合
 (1)・(2) (略)
 (3) 使用機械が日々変る場合は、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。

2. (略)

第2編 準備・仮設・付帯工事
 第4章 地下埋設物・架空線等上空施設一般
 第1節 地下埋設物一般
 1. (略)

2. 事前確認
 (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認すること。
 (2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した表示板を取り付ける等、工事関係者に確実に伝達すること。
 (3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置(平面・深さ)や周辺地質の状況等の情報を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。
 (4) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立会を求め埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に措置すること。

3. (略)

4. 現場管理
 (1) (略)
 (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係労働者に周知徹底すること。

第2節 架空線等上空施設一般
 1. (略)

2. 施工計画
 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認

安衛法 33

公災防 (土) 42

公災防 (土) 44

公災防 (土) 42

公災防 (土) 42

5.・6. (略)

7. 玉掛作業
 (1) ～ (6) (略)
 (7) 半掛け4本吊り、フックに対する半掛けは、ワイヤロープが滑って危険なため禁止すること。
 (8) (略)
 (9) わく組足場材等は、種類及び寸法ごとに仕分けし、玉掛用ワイヤロープ以外のもので緊結する等、抜け落ち防止の措置を行うこと。
 (10) (略)

8. (略)

第6節 賃貸機械等の使用
 1. 賃貸機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合
 (1)・(2) (略)
 (3) 使用機械が日々変る場合は、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。

2. (略)

第2編 準備・仮設・付帯工事
 第4章 地下埋設物・架空線等上空施設一般
 第1節 地下埋設物一般
 1. (略)

2. 事前確認
 (1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳に基づいて試掘を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)規格、構造等を原則として目視により確認すること。
 (2) 掘削影響範囲に埋設物があることが分かった場合は、その埋設物の管理者及び関係機関と協議し、関係法令等に従い、保安上の必要な措置、防護方法、立会の必要性、緊急時の通報先及び方法、保安上の措置の実施区分等を決定すること。
 (3) 試掘によって埋設物を確認した場合には、その位置等を道路管理者及び埋設物の管理者に報告すること。
 (4) 工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、埋設物に関する調査を再度行って管理者を確認し、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後に処置すること。

3. (略)

4. 現場管理
 (1) (略)
 (2) 埋戻・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

第2節 架空線等上空施設一般
 1. (略)

2. 施工計画
 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認

安衛法 33

公災防 (土) 36

公災防 (土) 35

公災防 (土) 36

公災防 (土) 36

<p>や<u>立会</u>を求めること。</p> <p>3. 現場管理 (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工に<u>当</u>たっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。 (2) (略)</p> <p>第5章 準備作業 第1節 一般事項 1. (略)</p> <p>2. 立入禁止 伐木、造材等の作業を行っている場所の下方で伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は<u>滑る</u>ことによる危険を生ずるおそれのあるところには立ち入らせないこと。</p> <p>3. (略)</p> <p>第2節 刈払機の取扱い 1. 一般事項 (1) (略) (2) 防振手袋を支給するとともに、90dB以上の騒音を伴う作業の場合には<u>聴覚保護具</u>を支給しこれらを使用させること。</p> <p>2～5. (略)</p> <p>6. 刈払機の持ち運び等 (1) 作業地への往復等においては、刈刃を<u>外す</u>か又は覆いをかけるとともに、歩行者間の距離を十分に保つこと。 (2) ・ (3) (略)</p> <p>第3節 チェーンソーの取扱い 1. 一般事項 (1) ・ (2) (略) (3) チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の保護具を使用させること。 ① (略) ② 耳栓等の<u>聴覚</u>保護具 ③～⑥ (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>第4節 伐木・造材作業 1. 一般事項 (1) (略) (2) 伐倒する木の周囲の状況をよく確かめ、枝がらみ、落下の<u>おそれ</u>のある枯れ枝や冠雪などをよく見極めておくこと。 (3) 枯損木、かかり木については、特殊な場合を除き、必ず事前に処理すること。 (4) かかり木が生じないよう周囲の状況をよく見極めて、伐倒の方法及び手順を決めること。 (5) 伐倒のときに跳ね返る<u>おそれ</u>のある木等は、よく見極めて必ず切り払うこと。 (6) 転落の<u>おそれ</u>のある材や浮石は、あらかじめ取り除くか、ロープ止め、歯止め等の措置を講ずること。</p>	<p>安衛則 481</p> <p>厚生労働省通達 基発 0710 第 2 号 (H21. 7. 10)</p> <p>厚生労働省通達 基発 0710 第 1 号 (H21. 7. 10) <u>安衛則 484, 485</u> 厚生労働省通達 基発 1207 第 3 号 (H27. 12. 7) 林野庁長官通達 59 林野業第 27 号 伐木造材作業基準 (S59. 3. 2)</p> <p>林野庁長官通達 59 林野業第 27 号 (S59. 3. 2) 伐木造材作業基準</p>	<p>や<u>立会い</u>を求めること。</p> <p>3. 現場管理 (1) 架空線等上空施設に近接した工事の施工に<u>あ</u>たっては、架空線等と機械、工具、材料等について安全な離隔を確保すること。 (2) (略)</p> <p>第5章 準備作業 第1節 一般事項 1. (略)</p> <p>2. 立入禁止 伐木、造材等の作業を行っている場所の下方で伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は<u>はずる</u>ことによる危険を生ずるおそれのあるところには立ち入らせないこと。</p> <p>3. (略)</p> <p>第2節 刈払機の取扱い 1. 一般事項 (1) (略) (2) 防振手袋を支給するとともに、90dB以上の騒音を伴う作業の場合には<u>耳栓又は耳覆い</u>を支給しこれらを使用させること。</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>6. 刈払機の持ち運び等 (1) 作業地への往復等においては、刈刃を<u>はずす</u>か又は覆いをかけるとともに、歩行者間の距離を十分に保つこと。 (2) ・ (3) (略)</p> <p>第3節 チェーンソーの取扱い 1. 一般事項 (1) ・ (2) (略) (3) チェーンソーを用いて作業を行う場合には、次の保護具を使用させること。 ① (略) ② 耳栓等の<u>防音</u>保護具 ③～⑥ (略)</p> <p>2. ～5. (略)</p> <p>第4節 伐木・造材作業 1. 一般事項 (1) (略) (2) 伐倒する木の周囲の状況をよく確かめ、枝がらみ、落下の<u>恐れ</u>のある枯れ枝や冠雪などをよく見極めておくこと。 (3) 枯損木、かかり木については、特殊な場合を除き、必ず事前に処理すること。 (4) かかり木が生じないよう周囲の状況をよく見極めて、伐倒の方法及び手順を決めること。 (5) 伐倒のときに跳ね返る<u>恐れ</u>のある木等は、よく見極めて必ず切り払うこと。 (6) 転落の<u>恐れ</u>のある材や浮石は、あらかじめ取り除くか、ロープ止め、歯止め等の措置を講ずること。</p>	<p>安衛則 481</p> <p>厚生労働省通達 基発第 0710 第 2 号 (H21. 7. 10)</p> <p>厚生労働省通達 基発第 0710 第 1 号 (H21. 7. 10) (新設) 厚生労働省通達 基発 1207 第 3 号 (H27. 12. 7) 林野庁長官通達 59 林野業第 27 号 伐木造材作業基準 (S59. 3. 2)</p> <p>林野庁長官通達 59 林野業第 27 号 (S59. 3. 2) 伐木造材作業基準</p>
---	---	---	--

2. 特別教育の実施

- (1) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理及び造材の作業を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日付け労働省告示第92号）（以下「特別教育規程」という。）第10条に定める特別教育を修了した者が行うこと。

(削る。)
(削る。)
(削る。)
(削る。)

- (2) 車両系木材伐出機械及び簡易架線集材装置の運転の業務を行う場合には、特別教育規程第8条の2、第8条の3及び第9条の2に定める特別教育を修了した者が行うこと。

3. 4. (略)

5. 受け口及び追い口

- (1) 受け口の深さは、伐根直径の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70cm以上であるときは3分の1以上とすること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、45度を基本とすること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。
- (4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込み過ぎないこと。

6. 伐倒合図

- (1) (略)
- (2) 当該立木の伐倒作業に従事する者以外の者に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の作業に従事する者に、あらかじめ前項の合図を行わせ、作業に従事する他の者が避難したことを確認した後でなければ伐倒させてはならない。

7. かかり木の処理

- (1) かかり木に係る調査及び記録
- ① 調査及び記録、作業計画
「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(厚生労働省通達基発0131第1号)」(以下「ガイドライン」という。)の6の(1)の表1又は別添1中の④伐倒対象の立木の状況(伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢、胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。)、⑤つるがらみ・枝がらみの状況及び⑥枯損木・風倒木の状況に基づき、調査をし、その結果を記録すること。
上記の結果を踏まえ、ガイドラインの6の(3)のアの表3の2の④又は別添1の⑩に示すかかり木の処理の作業の方法に係る作業計画を定める場合には、かかり木の処理に使用する機械器具等を含めること。
- ② 必要な機械器具等の使用
①で定められた機械器具等を、作業現場に配置又は携行し、使用すること。
- (2) 安全な作業の徹底
(削る。)

① 確実な退避の実施等

イ・ロ (略)

ハ 確実な退避の実施

かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときにはイで選定した退避場所に速やかに退避すること。また、かかり木の処理作業を開始する前において、当該かかり木により労働者に危険が生ずるおそれがある場合についても同様に退避するこ

厚生労働省通達
基発0214第9号
(H31.2.14)

安衛法59
安衛則36
林災防規程第45条

厚生労働省通達
基発0115第5号
(H26.1.15)

(削る。)

厚生労働省通達
基発0131第1号
(R2.1.31)

林災防規程第66条

安衛則479

厚生労働省通達
基発0131第1号
(R2.1.31)

2. 特別教育の実施

- (1) 次の作業を行う場合には、安全衛生特別教育規程（昭和47年9月30日付け労働省告示第92号）（以下「特別教育規程」という。）第10条に定める特別教育を修了した者が行うこと。

- ① 胸高直径が70cm以上の立木の伐木の作業
② 胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木作業
③ つり切り、その他特殊な方法による伐木の作業
④ かかり木で、かかっている木の胸高直径が20センチメートル以上であるものの処理の作業

- (2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（前項に掲げる業務を除く。）を行う場合には、特別教育規程第10条の2に定める特別教育を修了した者が行うこと。

3. 4. (略)

5. 受け口及び追い口

- (1) 受け口の深さは、伐根直径の4分の1以上とすること。ただし、胸高直径が70cm以上であるときは3分の1以上とすること。
- (2) 受け口の下切り面と斜め切り面とのなす角度は、30度以上45度以下とすること。
- (3) 追い口の位置は、受け口の高さの下から3分の2程度の高さとし、水平に切り込むこと。
- (4) 追い口切りの切り込みの深さは、つるの幅が伐根直径の10分の1程度残るようにし、切り込みすぎないこと。

6. 伐倒合図

- (1) (略)
- (2) 当該立木の伐倒作業に従事する作業員以外の作業員に、伐倒により危険を生ずるおそれのあるときは、当該立木の作業に従事する作業員に、あらかじめ前項の合図を行わせ、他の作業員が避難したことを確認した後でなければ伐倒してはならない。

7. かかり木の処理

- (1) かかり木に係る実地調査の実施等
- ① 実地調査の実施
伐木作業を行おうとする林分について、事前踏査を行う際に、立木の径級、林分の密度、伐倒方向、枝がらみ等の状況を実地に調査すること。また、その調査結果に基づき、当該かかり木の処理に使用する機械器具等を決定すること。

② 必要な機械器具等の携行

①で決定した機械器具等を、伐木作業を行う作業現場に携行すること。

(2) 安全な作業方法の徹底

① 作業方法の決定

かかり木が発生した場合には、かかっている木の径級、かかり木の状況、作業場所の状況、周囲の地形等を踏まえ、②から④までの事項等により、当該かかり木の処理の作業について安全な作業方法を決定すること。

② 確実な退避の実施等

イ・ロ (略)

ハ 確実な退避の実施

かかり木の処理の作業を開始した後、当該かかり木がはずれ始めたときにはイで選定した退避場所に速やかに退避すること。また、かかり木の処理作業を開始する前において、当該かかり木により作業員に危険が生ずるおそれがある場合についても同様に退避するこ

厚生労働省通達
基発1207第3号
(H27.12.7)

安衛法59
安衛則36

(新設)

安衛則477
厚生労働省通達
基発1207第3号
(H27.12.7)

(新設)

安衛則479

厚生労働省通達
基安発第0328001号

(H14.3.28)

と。

② かかり木の速やかな処理
 かかり木が発生した場合には、速やかに当該かかり木を処理するようにすること。ただし、速やかに、確実に処理することが困難である場合については、(3)に掲げる措置を的確に講ずること。

③ 適切な機械器具等の使用
車両系木材伐出機械、機械集材装置及び簡易架線集材装置（以下「車両系木材伐出機械等」という。）の使用の可否の別、かかっている木の径級、かかり木の状況により、次により機械器具等を使用すること。

イ 車両系木材伐出機械等を使用できる場合
車両系木材伐出機械等を使用できる場合においては、車両系木材伐出機械等を使用して、かかり木を外すようにすること。
また、車両系木材伐出機械等を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

ロ イ以外の場合
(イ) かかっている木の胸高直径が 20cm 以上である場合又はかかり木が容易に外れないことが予想される場合
けん引具等を使用して、かかり木を外すようにすること。
また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。
(ロ) かかっている木の胸高直径が 20cm 未満であって、かつ、かかり木が容易に外れることが予想される場合
木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木を外すようにすること。
また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向に外れるように回転させるようにすること。
さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

④ かかり木処理の作業における禁止事項の遵守
 かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならない。
 イ (略)
 ロ かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒（浴びせ倒し）
 ハ～ホ (略)

(3) かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底
 かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に誤って近づかないよう、当該処理の作業に従事する者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を縄張、標識の設置等の措置によって明示すること。

8. 材の転落防止
 造材作業を行う場合には、転落し、又は滑ることにより、造材作業に従事する者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材については、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止する措置を講ずること。

第5節 架線集材作業
 1. 一般事項
 (1) (略)
 (2) 作業主任者の選任
 次のいずれかに該当する機械集材装置若しくは運材索道の組み立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業（林業架線作業という。以下同じ。）を行う場合には、林業架線作業主任者（安衛則第 151 条の 126 の作業主任者をいう。以

安衛則 478

安衛則 480

安衛令 6

安衛則 151 の 126

と。

③ かかり木の速やかな処理
 かかり木が発生した場合には、速やかに当該かかり木を処理するようにすること。また、当該かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合については、(3)に掲げる措置を講ずること。

④ 適切な機械器具等の使用
かかっている木の径級、かかり木の状況及び林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等の林業機械の使用の可否の別により、次により機械器具等を使用すること。

イ かかっている木の胸高直径が 20cm 未満であって、かつ、かかり木が容易にはずれることが予想される場合
木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ、ロープ等を使用して、かかり木をはずすようにすること。また、木回し、フェリングレバー、ターニングストラップ等を使用する場合には、かかっている木が安全な方向にはずれるように回転させるようにすること。さらに、ロープを使用する場合には、必要に応じてガイドブロック等を用い、かかっている木を安全な方向に引き倒すようにすること。

ロ かかっている木の胸高直径が 20cm 以上である場合又はかかり木が容易にはずれないことが予想される場合
けん引具等を使用して、かかり木をはずすようにすること。また、けん引具等を使用する場合には、ガイドブロック等を用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、かかっている木の樹幹にワイヤロープを数回巻き付け、けん引具等によりけん引したときに、かかっている木が回転するようにすること。

ハ 林業機械を使用できる場合
林内作業車、機械集材装置、高性能林業機械等の林業機械を使用できる場合においては、これらを使用して、かかり木をはずすようにすること。ただし、けん引具等を使用することにより、かかり木を安全にはずすことができる場合においては、この限りではないこと。また、林業機械を使用する場合には、ガイドブロックを用い、安全な方向に引き倒すようにするとともに、急なウインチの操作、走行、ワイヤロープの巻取り等を行わないようにすること。

⑤ かかり木処理の作業における禁止事項の遵守
 かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならない。
 イ (略)
 ロ 他の立木の投げ倒し（浴びせ倒し）
 ハ～ホ (略)

(3) かかり木を一時的に放置せざるを得ない場合の措置の徹底
 かかり木をやむを得ず一時的に放置する場合については、当該かかり木による危険が生ずるおそれがある場所に作業員が誤って近づかないよう、標識の掲示、縄張り等の措置を講ずること。

8. 材の転落防止
 造材作業を行う場合には、転落し、又は滑ることにより、作業員に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材については、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講ずること。

第5節 架線集材作業
 1. 一般事項
 (1) (略)
 (2) 作業主任者の選任
 次のいずれかに該当する機械集材装置若しくは運材索道の組み立て、解体、変更若しくは修理の作業又はこれらの設備による集材若しくは運材の作業（林業架線作業という。以下同じ。）を行う場合には、林業架線作業主任者（安衛則第 151 条の 126 の作業主任者をいう。以下同じ。）

(新設)

安衛則 480

安衛令 6

安衛則 151 の 126

- 下同じ。)を選任しなければならない。
- ① 原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるもの
- ②～③ (略)
- (3) 作業主任者の職務
林業架線作業主任者は、次の事項を行わなければならない。
- ① 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- ② 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- ③ 作業中、要求性能墜落制止用器具等及び保護帽の使用状況を監視すること。
- (4) 機械集材装置等の設置
林業架線作業を行うときは、指揮者を定め、その者に次の事項を示した作業計画（安衛則第151条の125の作業計画）に基づき作業の指揮を行わせなければならない。
- ①～⑥ (略)
- ⑦ 労働災害が発生した場合の応急の措置及び傷病者の搬送の方法
- (5) 制動装置等
機械集材装置又は運材索道については、次に定めるところによらなければならない。
- ① 搬器又は吊り荷を制動させる必要がない場合を除き、搬器又は吊り荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
- ②～⑥ (略)
- (6) (略)
- (7) 立入禁止箇所
林業架線作業を行うときは、次の箇所に作業に従事する者を立ち入らせてはならない。
- ① 主索の下で、原木等が落下し、又は降下することにより危険を及ぼすおそれのあるところ。
- ② 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより危険を及ぼすおそれのあるところ。
- ③ 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより危険を及ぼすおそれのあるところ。
- (8) 搭乗の制限
- ① 機械集材装置又は運材索道の搬器、吊り荷、重錘等の物で、吊り下げられているものに、作業に従事する者を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生じるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。
- ② 架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に作業に従事する者を乗せてはならない。
- (9) (略)
- (10) クリップの使用
クリップの使用について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- ① クリップの種類及び取付個数は、次表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同様の右欄に掲げる取付個数とすること。

ワイヤロープの直径 (単位:ミリメートル)	クリップの種類	取付個数(単位:個)		
		6×24 又は6×37 ワイヤロープの場合	6×19 ワイヤロープの場合	6×7 ワイヤロープの場合
6.3～8	F8 又は MR8	4	5	6
9～10	F10 又は MR10	4	5	6
11.2～12.5	F12 又は MR12	4	5	6
14	F14 又は MR14	4	5	6
16	F16 又は MR16	4	5	6
18	F18	5	7	8

安衛則 151 の 127

安衛則 151 の 125

安衛則 151 の 128

安衛則 151 の 129

安衛則 151 の 142

安衛則 151 の 144

林災防規程第 213 条

- を選任しなければならない。
- ① 原動機の定格出力が7.5キロワットをこえるもの
- ②～③ (略)
- (3) 作業主任者の職務
林業架線作業主任者は、次の事項を行わなければならない。
- ① 作業の方法及び作業員の配置を決定し、作業を直接指揮すること。
- ② 材料の欠点の有無並びに器具及び工具の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
- ③ 作業中、安全帯等及び保安帽の使用状況を監視すること。
- (4) 機械集材装置等の設置
林業架線作業を行うときは、指揮者を定め、その者に次の事項（安衛則第151条の125の作業計画）に基づき作業の指揮を行わせなければならない。
- ①～⑥ (略)
- (新設)
- (5) 制動装置等
機械集材装置又は運材索道については、次に定めるところによらなければならない。
- ① 搬器又はつり荷を制動させる必要がない場合を除き、搬器又はつり荷を適時停止させることができる有効な制動装置を備えること。
- ②～⑥ (略)
- (6) (略)
- (7) 立入禁止箇所
林業架線作業を行うときは、次の箇所に作業員を立ち入らせてはならない。
- ① 主索の下で、原木等が落下し、又は降下することにより作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ。
- ② 原木等を荷掛けし、又は集材している場所の下方で、原木等が転落し、又は滑ることにより作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ。
- ③ 作業索の内角側で、索又はガイドブロック等が反発し、又は飛来することにより作業員に危険を及ぼすおそれのあるところ。
- (8) 搭乗の制限
- ① 機械集材装置又は運材索道の搬器、つり荷、重錘等の物で、つり下げられているものに、作業員を乗せてはならない。ただし、搬器、索等の器材の点検、補修等臨時の作業を行う場合で、墜落による危険を生じるおそれのない措置を講ずるときは、この限りでない。
- ② 架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いて集材の作業を行うときは、乗車席以外の箇所に作業員を乗せてはならない。
- (9) (略)
- (10) クリップの使用
クリップの使用について、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- ① クリップの種類及び取付個数は、次表の左欄に掲げるワイヤロープの直径に応じて、同表の中欄に掲げるクリップの種類及び同様の右欄に掲げる取付個数とすること。

ワイヤロープの直径 (単位:ミリメートル)	クリップの種類	取付個数(単位:個)		
		6×24 又は6×37 ワイヤロープの場合	6×19 ワイヤロープの場合	6×7 ワイヤロープの場合
6.3～8	F8 又は MR8	4	5	6
9～10	F10 又は MR10	4	5	6
11.2～12.5	F12 又は MR12	4	5	6
14	F14 又は MR14	4	5	6
16	F16 又は MR16	4	5	6
18	F18	5	7	8

安衛則 151 の 127

安衛則 151 の 125

安衛則 151 の 128

安衛則 151 の 129

安衛則 151 の 142

安衛則 151 の 144

林災防規程第 190 条

20～22.4	F20 — F22	5	7	8
24～25	F24 — F25	5	7	8
26～28	F26 — F28	5	7	8
30～31.5	F30 — F32	6	8	9
33.5～37.5	F33 — F38	7	9	11
40～45	F40 — F45	7	9	11
47.5～50	F47 — F50	8	10	12

- ② クリップのU字側をワイヤロープの端末側にすること。
 ③ クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように確実に締め付けること。
 ④ クリップの間隔は、ワイヤロープの一よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の6.5倍）とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの末端との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とすること。なお、6×7ワイヤロープの場合は8倍とすること。
 ⑤ ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の1.5倍以上とすること。

- (11) (略)
 (12) 点検

林業架線作業については、次表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

点検を要する場合	点検事項
組立て又は変更を行った場合 試運転を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 支柱及びアンカーの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据え付けの状態 主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の異常の有無及びその取付の状態 搬器又はロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び震度4以上の地震の後の場合	<ul style="list-style-type: none"> 支柱及びアンカーの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据え付けの状態 主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の取付の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
その日の作業を開始しようとする場合	<ul style="list-style-type: none"> 集材機、運材機及び制動機の機能 荷吊り索の異常の有無 運材索道の搬器の異常の有無及び搬器とえい索との緊結部の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の機能

安衛則151の146
林災防規程第215条

安衛則151の134

2. 集材作業

(1) 集材機又は運材機

機械集材装置の集材機又は運材索道の運材機については、次の①～②に定める措置を講ずること。ただし、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、③～④に定める措置を講ずること。

- ① 浮き上がり、ずれ又は振れが生じないように据え付けること。
 ②・③ (略)

20～22.4	F20 — F22	5	7	8
24～25	F24 — F25	5	7	8
26～28	F26 — F28	5	7	8
30～31.5	F30 — F32	6	8	9
33.5～37.5	F33 — F38	7	9	11
40～45	F40 — F45	7	9	11
47.5～50	F47 — F50	8	10	12

- ② クリップのU字側をワイヤロープの端末側にすること。
 ③ クリップのナットは、各ナットに均一に力が作用するように確実に締め付けること。
 ④ クリップの間隔は、ワイヤロープの一よりの長さ（おおむねワイヤロープの直径の6.5倍）とすること。また、末端のクリップとワイヤロープの末端との間隔はワイヤロープの直径の6倍以上とすること。なお、6×7ワイヤロープの場合は8倍とすること。
 ⑤ ワイヤロープを根株、立木等の固定物に取り付けるときは、当該固定物とその直近のクリップとの間隔を当該固定物の直径の1.5倍以上とすること。

- (11) (略)
 (12) 点検

林業架線作業については、次表の左欄に掲げる場合に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を点検し、異常を認めるときは、直ちに、補修し、又は取り替えなければならない。

点検を要する場合	点検事項
組立て又は変更を行った場合 試運転を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> 支柱及びアンカーの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据え付けの状態 主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の異常の有無及びその取付の状態 搬器又はロージングブロックとワイヤロープとの緊結部の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
強風、大雨、大雪等の悪天候の後及び中震以上の地震の後の場合	<ul style="list-style-type: none"> 支柱及びアンカーの状態 集材機、運材機及び制動機の異常の有無及びその据え付けの状態 主索、えい索、作業索、控索及び台付け索の取付の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の異常の有無
その日の作業を開始しようとする場合	<ul style="list-style-type: none"> 集材機、運材機及び制動機の機能 荷吊り索の異常の有無 運材索道の搬器の異常の有無及び搬器とえい索との緊結部の状態 安衛則151の141第1項の電話、電鈴等の装置の機能

安衛則151の146
林災防規程第192条

安衛則151の134

2. 集材作業

(1) 集材機又は運材機

機械集材装置の集材機又は運材索道の運材機については、次の①～②に定める措置を講ずること。ただし、架線集材機械を機械集材装置の集材機として用いる場合は、③～④に定める措置を講ずること。

- ① 浮き上がり、ずれ又はふれが生じないように据え付けること。
 ②・③ (略)

- ④ アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。
- (2) (略)
- (3) 運転位置からの離脱の禁止
 - ① 機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、当該機械集材装置又は運材索道の運転者を運転位置から離れさせてはならない。
 - ② 運転者は、機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、運転位置を離れてはならない。
- (4)・(5) (略)
- (6) 巻過ぎ防止

機械集材装置については、巻過防止装置を備える等、巻上げ索の巻過ぎによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

安衛則 151 の 148

安衛則 151 の 133

第6節 林内作業車による集材作業

1. 一般事項

- (1) (略)
- (2) 作業計画の作成

林内作業車による集材作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該林内作業車の種類及び能力に応じて、次の項目を内容とする作業計画を定め、関係労働者に周知徹底すること。

 - ①・② (略)
- (3) (略)
- (4) 立入禁止

次の場所には、労働者を立ち入らせないこと。

 - ①～③ (略)
- (5) 作業の合図

林内作業車による集材作業を行う場合には、一定の合図を定め、労働者に周知徹底すること。
- (6) (略)

2. 林内作業車の走行

- (1)～(7) (略)
- (8) 走行時には、乗車席以外の箇所に労働者を乗せないこと。
- (9) 林内作業車の走行の際に、転倒又は、転落により労働者に危険が生ずるおそれがあるときは、誘導する者を配置し、その者に当該林内作業車を誘導させること等により走行の安全を確保すること。
- (10) (略)

3. ～8. (略)

9. 積み込み作業

- (1) ウインチを使用して荷台に材を積み込む場合は、ウインチの操作者と荷掛け作業をする者とは、相互に緊密な連絡を取り合うこと。
- (2)～(6) (略)

10. (略)

第7節 モノレール（単軌条運搬機）

1. (略)

2. 使用

モノレールを使用する場合は、「安全管理要綱」に適合したものを使用し、その使用に当たっては次の事項に留意すること。

厚生労働省通達
基発第 261 号
(H8. 4. 23)

- ④ アウトリガーを必要な広さ及び強度を有する鉄板等の上で張り出し、又はブレードを地上に下ろす等の架線集材機械の転倒又は転落による作業員の危険を防止するための措置を講ずること。
- (2) (略)
- (3) 運転位置からの離脱の禁止
 - ① 機械集材装置又は運材索道が運転されている間は、当該機械装置又は運材索道の運転者を運転位置から離れさせてはならない。
 - ② 運転者は、機械集材装置又は運材索道の運転されている間は、運転位置を離れてはならない。
- (4)・(5) (略)
- (6) 巻過ぎ防止

機械集材装置については、巻過防止装置を備える等、巻上げ索の巻過ぎによる作業員の危険を防止するための措置を講じなければならない。

安衛則 151 の 148

安衛則 151 の 133

第6節 林内作業車による集材作業

1. 一般事項

- (1) (略)
- (2) 作業計画の作成

林内作業車による集材作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該林内作業車の種類及び能力に応じて、次の項目を内容とする作業計画を定め、関係作業員に周知徹底すること。

 - ①・② (略)
- (3) (略)
- (4) 立入禁止

次の場所には、作業員を立ち入らせないこと。

 - ①～③ (略)
- (5) 作業の合図

林内作業車による集材作業を行う場合には、一定の合図を定め、作業員に周知徹底すること。
- (6) (略)

2. 林内作業車の走行

- (1)～(7) (略)
- (8) 走行時には、乗車席以外の箇所に作業員を乗せないこと。
- (9) 林内作業車の走行の際に、転倒又は、転落により作業員に危険が生ずるおそれがあるときは、誘導する者を配置し、その者に当該林内作業車を誘導させること等により走行の安全を確保すること。
- (10) (略)

3. ～8. (略)

9. 積み込み作業

- (1) ウインチを使用して荷台に材を積み込む場合は、ウインチの操作者と荷掛け作業をする者とは、相互に緊密な連絡をとり合うこと。
- (2)～(6) (略)

10. (略)

第7節 モノレール（単軌条運搬機）

1. (略)

2. 使用

モノレールを使用する場合は、「安全管理要綱」に適合したものを使用し、その使用に当たっては次の事項に留意すること。

厚生労働省通達
基発第 261 号
(H8. 4. 23)

- (1) 単線軌道運搬機を使用する場合は、あらかじめ、運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、かつ、当該運行計画の内容を労働者に周知すること。
- (2) あらかじめ、モノレールの運転に関する合図の方法を定め、労働者に周知するとともに、運転者等に当該合図を行わせること。
- (3) 安全管理要綱に定める安全教育を受けた者の中からモノレールの運転者を選び、その者に次の事項を遵守させモノレールの運転を行わせること。
 - ① (略)
 - ② 労働者を搭乗させ又は荷物を積載するときは、定められた定員又は最大積載量を超えないようにすること。
 - ③ ~⑫ (略)
- (4) (略)

3. (略)

第6章 仮設工事

第1節 一般事項

1. (略)

2. 施工条件の把握

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第1章第2節1に準ずること。

3.・4. (略)

5. 施工計画

第1章第3節に準ずること。

6. 工事施工段階の内容把握

- (1) 仮設工事計画の作成に当たっては、工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。
- (2) (略)

7. ~8. (略)

第2節 土留・支保工

1. 一般事項

- (1) 掘削作業を行う場合は、掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の探さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削すること。
- (3)・(4) (略)

2. 施工時の安全管理

- (1) 土留・支保工の施工に当たっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
- (2) (略)
- (3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げしておくこと。
- (4) (略)
- (5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに労働者全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わ

安衛則 355

安衛則 356, 357

公災防(土) 50

- (1) 単線軌道運搬機を使用する場合は、あらかじめ、運行時間、乗降位置等を定めた運行計画を作成し、かつ、当該運行計画の内容を作業員に周知すること。
- (2) あらかじめ、モノレールの運転に関する合図の方法を定め、作業員に周知するとともに、運転者等に当該合図を行わせること。
- (3) 安全管理要綱に定める安全教育を受けた者の中からモノレールの運転者を選び、その者に次の事項を遵守させモノレールの運転を行わせること。
 - ① (略)
 - ② 作業員を搭乗させ又は荷物を積載するときは、定められた定員又は最大積載量を超えないようにすること。
 - ③ ~⑫ (略)
- (4) (略)

3. (略)

第6章 仮設工事

第1節 一般事項

1. (略)

2. 施工条件の把握

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 第1章第2節1.に準ずること。

3.・4. (略)

5. 施工計画

第1章3節に準ずること。

6. 工事施工段階の内容把握

- (1) 仮設工事計画の作成にあたっては、工事目的物の各施工段階の内容を十分把握すること。
- (2) (略)

7. ~8. (略)

第2節 土留・支保工

1. 一般事項

- (1) 掘削作業を行う場合は、掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の探さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討したうえで、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め土留・支保工の安全管理計画をたて、これを実施すること。
- (2) 切土面に、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する探さが1.5mを超える場合には、原則として土留工を施すこと。
- (3)・(4) (略)

2. 施工時の安全管理

- (1) 土留・支保工の施工にあたっては、土留・支保工の設計条件を十分理解した者が施工管理にあたること。
- (2) (略)
- (3) 道路において、杭、鋼矢板等を打込むため、これに先行して布掘り又はつぼ掘りを行う場合、その作業範囲又は深さは、杭、鋼矢板等の打込む作業の範囲にとどめ、打設後は速やかに埋戻し、念入りに締固めて従前の機能を維持し得るよう表面を仕上げしておくこと。
- (4) (略)
- (5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わ

安衛則 353

公災防(土) 41

公災防(土) 41

<p>ないこと。</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 点検者の指名 (1) (略) (2) 作業中は、指名された点検者が常時点検を行い、異常を認めた時は直ちに労働者全員を避難させ、責任者に連絡し、必要な措置を講じること。</p> <p>6. 部材の取付け (1) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けること。 (2) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合せ継手とし、部材全体が一つの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 異常気象時の点検 次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。 ① 震度4以上の地震が発生したとき。 ② (略)</p> <p>9.・10. (略)</p> <p>11. グランドアンカー工の留意事項 施工に当たっては、あらかじめ設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ、根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し、施工中の状況が、これらの設計条件と合致していることを確認しつつ施工すること。</p>	<p>安衛則 373</p> <p>安衛則 371 (削る。) (削る。)</p> <p>安衛則 373</p>	<p>ないこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 点検者の指名 (1) (略) (2) 作業中は、指名された点検者が常時点検を行い、異常を認めた時は直ちに作業員全員を避難させ、責任者に連絡し、必要な措置を講じること。</p> <p>6. 部材の取付け (1) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取付けること。 (2) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合せ継手とし、部材全体が一つの直線となるようにすること。木材を圧縮材として用いる場合は、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐこと。</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 異常気象時の点検 次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。 ① 中震以上の地震が発生したとき。 ④ (略)</p> <p>9.・10. (略)</p> <p>11. グランドアンカー工の留意事項 施工にあたっては、あらかじめ設計された土留工前面の掘削深さと土留工の天端高さ、根入れ深さ及びグランドアンカー工の位置並びに土質構成等に関する設計条件等を掌握し、施工中の状況が、これらの設計条件と合致していることを確認しつつ施工すること。</p>	<p>安衛則 373</p> <p>(新設) 安衛則 371 安衛則 371</p> <p>安衛則 373</p> <p>安</p>
<p>第3節 仮締切工</p> <p>1. 一般事項 (1) (略) (2) 仮締切の計画において、様々な外的条件を受け、その条件が施工途中で変化することがあるので、掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置、ボルト等の連結は、施工計画に基づいて忠実に実施すること。また、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて、これを実施すること。 (3)～(5) (略) (6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生した場合は、労働者を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。 (7) (略)</p> <p>2. 河川における仮締切 (1) 仮締切の築造に当たっては、流水に対して安全なものとする事。 (2)～(5) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>第4節 足場等</p> <p>1. 墜落防止の措置 第2章第5節に準ずること。</p> <p>2. 計画・組立・解体の留意事項</p>	<p>「鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル」(財団法人国土技術研究センター監修山海堂)</p>	<p>第3節 仮締切工</p> <p>1. 一般事項 (1) (略) (2) 仮締切の計画において、様々な外的条件を受け、その条件が施工途中で変化することがあるので、掘削深度と支保工の位置・支保工の段数並びに補強部材の設置、ボルト等の連結は、施工計画に基づいて忠実に実施すること。また、必要に応じて土圧計等の計測機器の設置を含め仮締切工の安全管理計画をたて、これを実施すること。 (3)～(5) (略) (6) 工事施工中、仮締切工本体又は周辺地盤等に変状が発生した場合は、作業員を避難させ、安全を確認したうえで、補強等の安全対策を講じた後でなければ、仮締切工内の作業を行わないこと。 (7) (略)</p> <p>2. 河川における仮締切 (1) 仮締切の築造にあたっては、流水に対して安全なものとする事。 (2)～(5) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>第4節 足場等</p> <p>1. 墜落防止の措置 第2章5節に準ずること。</p> <p>2. 計画・組立・解体の留意事項</p>	<p>(新設)</p>

(1) ～ (3) (略)		(1) ～ (3) (略)	
(4) 幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。本足場が設けられない立地条件で一側足場、布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。	安衛則 561 の 2	(4) 本足場が設けられない立地条件で一側足場、布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。	(新設)
3. 組立設置作業		3. 組立設置作業	
(1) 組立、変更の時期、範囲及び順序を当該労働者に周知させること。	安衛則 564	(1) 組立、変更の時期、範囲及び順序を当該作業員に周知させること。	安衛則 564
(2) 作業を行う区域内には、関係労働者以外の労働者の立入を禁止すること。	安衛則 564	(2) 作業を行う区域内には、関係作業員以外の作業員の立入を禁止すること。	安衛則 564
(3) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業には幅 40cm 以上の足場板を設け、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること。	安衛則 564	(3) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅 40cm 以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。	安衛則 564
(4)・(5) (略)		(4)・(5) (略)	
(6) 吊り足場(ゴンドラの吊り足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから足場の組立て等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則 565	(新設)	(新設)
4. 標識類の表示		4. 標識類の表示	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 特別高圧電線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つため、見やすい箇所に標識等を設けること。	安衛則 345	(2) 特別高圧電線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つため、見やすい箇所に標識等を設けること。	安衛則 349
5. 点検		5. 点検	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 交差筋交い、さん、幅木、手摺柱、手摺及び中さん等の取り外し及び脱落の有無について、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に点検させ、異常を認めた時は直ちに補修すること。	安衛則 567	(2) 交差筋交い、さん、幅木、手摺わく、手摺及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、その日の作業を開始する前に点検し、異常を認めた時は直ちに補修すること。	安衛則 567
6. 就業の制限		6. 就業の制限	
高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。	安衛令 20 安衛則 41	高所作業車を用いた作業を行う場合の装置の運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された者以外は運転しないこと。	安衛令 20 安衛則 36
第5節 通路・昇降設備等		第5節 通路・昇降設備等	
1. 安全通路の設定		1. 安全通路の設定	
(1) 作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設けること。	安衛則 540	(1) 作業場に通じる場所及び作業場内には、作業員が使用するための安全な通路を設けること。	安衛則 540
(2) 高さ又は深さ 1.5m を超える箇所には安全な昇降設備を設けること。	安衛則 526	(2) 高さ又は深さ 1.5m をこえる箇所には安全な昇降設備を設けること。	安衛則 526
2. (略)		2. (略)	
3. 危険場所への立入禁止		3. 危険場所への立入禁止	
(1) 第2章第3節に準ずること。		(1) 第2章3節に準ずること。	
(2) 特別高圧電線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設けること。	安衛則 345	(2) 特別高圧電線に近接して作業を行う場合には、当該充電電路に対する接近限界距離を保つ見やすい箇所に標識等を設けること。	安衛則 349
4. 点検		4. 点検	
第6章第4節5に準ずること。		第6章第4節5に準ずること。	
5. 栈橋・登り栈橋の組立・解体・撤去		5. 栈橋・登り栈橋の組立・解体・撤去	
(1) 足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業には幅 40cm 以上の足場板を設け、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させること。	安衛則 564	(1) 足場材の緊結、取りはずし、受渡し等の作業には幅 20cm 以上の足場板を設け、作業員に安全帯を使用させること。	安衛則 564
(2) (略)		(2) (略)	
(3) 最大積載荷重を定め、労働者に周知させること。	安衛則 562	(3) 最大積載荷重を定め、作業員に周知させること。	安衛則 562
(4) 解体・撤去の範囲及び順序を当該労働者に周知させること。	安衛則 564	(4) 解体・撤去の範囲及び順序を当該作業員に周知させること。	安衛則 564

第6節 作業床・作業構台		第6節 作業床・作業構台	
1. 作業床		1. 作業床	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 床材を作業に応じて移動させる場合は、3 箇所以上の支持物にかけ、支点からの突起部の長さは10cm以上とし、かつ足場板長の18分の1以下とすること。	安衛則 563	(3) 床材を作業に応じて移動させる場合は、3 箇所以上の支持物にかけ、支点からの突起部の長さは10cm以上とし、かつ足場板長の18分の1以下とすること。 <u>また、足場板を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。</u>	安衛則 563
<u>(4) 足場板を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。</u>	安衛則 563	(新設)	(新設)
<u>(5) 最大積載荷重を定め、労働者に周知すること。</u>	安衛則 562	<u>(4) 最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。</u>	安衛則 562
2. 手摺		2. 手摺	
(1) 墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし、材料は損傷・腐食等がないものとする。	安衛則 563, 575 の6	(1) 墜落による危険のある箇所には手摺を設けることとし、材料は損傷・腐食等がないものとする。	安衛則 563
(2) 手すりは、高さ <u>が</u> 85 cm以上の手すりまたはこれと同等以上の機能を有する設備とし、中棧等を設けること。	安衛則 552	(2) 手すりは、高さ <u>は</u> 85 cm以上の手すりまたはこれと同等以上の機能を有する設備とし、中棧等を設けること。	安衛則 575 の6、 安衛則 552
3. 柵・仮囲い		3. 柵・仮囲い	
(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。	公災防(土) 15	(1) 第三者立入禁止の場所、当該現場の周囲、危険箇所及び土砂・油・粉じん等の飛散防止箇所には、柵・仮囲いを設置すること。また、必要に応じて移動柵を設置すること。	公災防(土) 10
(2) (略)		(2) (略)	
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(3) 柵高は1.2m以上とし、支柱は簡単に移動したり破損しないものとする。</u>	公災防(土) 11
<u>(削る。)</u>	<u>(削る。)</u>	<u>(4) 移動柵高は0.8m～1.0m以下、長さは1.0m～1.5m以下とすること。</u>	公災防(土) 11
<u>(3) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。</u>	公災防(土) 29	<u>(5) 仮囲い高さは1.8m以上で支柱・水平材・控材を取付けること。</u>	公災防(土) 99、 建築基準法施行令 136の2の16
<u>(4) 突出・端部を防護するとともに、仮囲いを設けることにより交通の支障が生じる等のおそれがあるときは、金網など透視できるものとする。</u>	公災防(土) 29	<u>(6) 突出・端部を防護するとともに、仮囲いを設けることにより交通の支障が生じる等の恐れがあるときは、金網等、透視できるものとする。</u>	公災防(土) 99
4. (略)		4. (略)	
5. 作業構台の組立		5. 作業構台の組立	
(1)～(4) (略)		(1)～(4) (略)	
(5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する労働者に周知すること。	安衛則 575 の7	(5) 組立て、解体時には、次の事項を作業に従事する作業員に周知すること。	安衛則 575 の7
① 材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用		① 材料、器具、工具等を上げ下ろしするときの吊り綱、吊り袋の使用	
② 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイヤ等による倒壊防止		② 仮吊、仮受、仮締、仮つなぎ、控え、補強、筋かい、トラワイヤ等による倒壊防止	
③ 適正な運搬・仮置		③ 適正な運搬・仮置	
(6) 作業構台の最大積載荷重を定め、労働者に周知すること。	安衛則 575 の4	(6) 作業構台の最大積載荷重を定め、作業員に周知すること。	安衛則 575 の4
6. 点検		6. 点検	
第6章第4節5に準ずること。		第6章第4節5.に準ずること。	
第7節 仮設定置機械設備		第7節 仮設定置機械設備	
1. 機械設備		1. 機械設備	
(1) 機械の据付、組立、解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。	クレーン則 33, 118, 191	(1) 機械の据付、組立、解体は作業指揮者の指揮のもとに行うこと。	クレーン則 33, 118, 19
(2)～(4) (略)		(2)～(4) (略)	
(5) クレーン、デリック、ウインチ等の機械には定格荷重等を明示しておくこと。	クレーン則 17, 24 の2, 64, 70 の2, 104, 181	(5) クレーン、デリック、ウインチ等の機械には定格荷重等を明示しておくこと。	クレーン則 17, 64, 104, 181, 24 の2, 70 の2
2. 運転作業		2. 運転作業	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 定められた合図や信号は労働者に周知し、確実に守らせること。	安衛法 26 安衛則 104	(2) 定められた合図や信号は作業員に周知し、確実に守らせること。	安衛法 26 安衛則 104
(3)～(7) (略)		(3)～(7) (略)	

<p>第8節 仮設電気設備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 設置・移設・撤去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認、検電を行い、仮吊、仮受、仮締め、仮控え等の措置をとること。</p>	<p>安衛則 339, 342, <u>343</u>, 347</p>	<p>第8節 仮設電気設備</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 設置・移設・撤去</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通電を禁止したうえで絶縁用防具の装着の確認、検電を行い、仮吊、仮受、仮締め、仮控え等の措置をとること。</p>	<p>安衛則 339、342、347</p>
<p>第9節 溶接作業</p> <p>1. 電気溶接作業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具を使うこと。他の<u>労働者</u>には肉眼でアーク溶接を見ないよう指導すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 湿気を帯びた手袋、たび等を着用して作業をしないこと。</p> <p><u>(7) 雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。</u></p>	<p>安衛則 593</p>	<p>第9節 溶接作業</p> <p>1. 電気溶接作業</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 遮光面、保護手袋、エプロン等の保護具を使うこと。他の<u>作業員</u>には肉眼でアーク溶接を見ないよう指導すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 湿気を帯びた手袋、たび等を着用して作業をしないこと。<u>雨天あるいは降雨後の作業では特に注意すること。</u> (新設)</p>	<p>安衛則 593</p>
<p>2. アセチレン溶接作業</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 凍結のおそれのあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置か<u>ない</u>こと。口金や減圧弁が凍ったときは温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>安衛則 315</p>	<p>2. アセチレン溶接作業</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 凍結のおそれのあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置か<u>ぬ</u>こと。口金や減圧弁が凍ったときは温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。</p> <p>(10)～(16) (略)</p>	<p>安衛則 315</p>
<p>第7章 運搬工</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 工事内容の把握</p> <p>第6章第1節1 <u>及び</u>2に準ずること。</p> <p>2. 事前調査における共通事項</p> <p><u>第1章第2節、</u>第6章第1節3 <u>及び</u>4に準ずること。</p> <p>3. 事前調査における留意事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 工事現場内の自動車による事故を防止するため、運行管理計画を策定すること。</u></p> <p>4. (略)</p> <p>5. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>6. (略)</p>		<p>第7章 運搬工</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. 工事内容の把握</p> <p>第6章第1節1, 2に準ずること。</p> <p>2. 事前調査における共通事項</p> <p>第6章第1節3, 4に準ずること。</p> <p>3. 事前調査における留意事項</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 工事現場内の自動車による事故を防止するため、運行管理計画を策定すること。</u></p> <p>6. (略)</p>	
<p>第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等</p> <p>1. 運搬路、設備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夜間作業では、高さ1m程度のものでも夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置するとともに、必要に応じて道路照明を施すこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2. 運搬作業</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>公災防(土) <u>24</u></p>	<p>第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等</p> <p>1. 運搬路、設備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 夜間作業では、高さ1m程度のものでも夜間150m前方から視認できる光度を有する保安灯を設置するとともに、必要に応じて道路照明を施すこと。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2. 運搬作業</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>公災防(土) <u>18</u></p>

<p>(3) 積込場、残土処理場、断崖、見通しのきかない場所、一般用道路との交差点又は他の作業箇所に近接する箇所には、安全を確保するための誘導員を配置すること。 なお、高速自動車国道、自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置すること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は、積込足場の角度をできるだけ小さくし、滑り等による事故を防止すること。</p> <p>(8) 荷台上の資材、トレーラ上の機械等は緊固に結合し、走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また、固定用のワイヤの点検を行うこと。</p> <p>(9) ・ (10) (略)</p> <p><u>(11) テールゲートリフターの操作は、特別教育を受けた者が行うこと。</u></p> <p><u>(12) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。</u></p> <p><u>(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車に積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する。</u></p> <p>3. 点検</p> <p>(1) 第3章第1節2及び3、第3章第2節7に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) オペレータ又は点検責任者は、作業開始前には点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。</p> <p>4. (略)</p> <p>第3節 不整地運搬車</p> <p>1. 運搬路、設備 第7章第2節1に準ずること。</p> <p>2. 運搬作業</p> <p>(1) 第7章第2節2に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) あおりのない荷台に労働者を乗車させて走行しないこと。あおりのある荷台に労働者を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行うこと。</p> <p>3. 点検</p> <p>(1) 第3章第1節2及び3、第3章第2節7、第7章第2節3に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 修理 第7章第2節4に準ずること。</p> <p>5. (略)</p> <p>第4節 コンベヤ</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 運搬作業</p> <p>(1) コンベヤへの巻込まれ、接触等には十分注意すること。また、必要に応じて立入禁止措置を講じること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 点検</p> <p>(1) 第3章第1節2及び3、第3章第2節7、第7章第2節3に準ずること。</p>	<p>安衛則 151 の 6</p> <p>警備業法 18 警備員等の検定等に関する規則 2</p> <p>安衛則 161</p> <p>安衛則 151 の 10, 69</p> <p><u>安衛則 36</u></p> <p><u>安衛則 151 の 67</u></p> <p>安衛則 151 の 75</p> <p><u>安衛則 151 の 50, 51</u></p> <p>安衛則 151 の 78, 79</p>	<p>(3) 積込場、残土処理場、断崖、見通しのきかない場所、一般用道路との交差点又は他の作業箇所に近接する箇所には、安全を確保するための誘導員を配置すること。 なお、高速自動車国道、自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については、交通警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1人以上配置すること。</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>(7) 自走機械運搬のためトレーラに機械を積込む作業は、積込足場の角度をできるだけ小さくし、滑り等による事故を防止すること。</p> <p>(8) 荷台上の資材、トレーラ上の機械等は緊固に結合し、走行中に荷揺れや荷崩れをおこさないようにすること。また、固定用のワイヤの点検を行うこと。</p> <p>(9) ・ (10) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(11) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3. 点検</p> <p>(1) 第3章1節2、3、第3章第2節7に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) オペレータ又は点検責任者、作業開始前には点検を行い、その結果を記録すること。また、事故及び修理もあわせて記録すること。</p> <p>4. (略)</p> <p>第3節 不整地運搬車</p> <p>1. 運搬路、設備 第7章2節1に準ずること。</p> <p>2. 運搬作業</p> <p>(1) 第7章第2節2に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) あおりのない荷台に作業員を乗車させて走行しないこと。あおりのある荷台に作業員を乗車させるときは、荷の歯止め、滑り止め等を行うこと。</p> <p>3. 点検</p> <p>(1) 第3章第1節2、3、第3章第2節7、第7章第2節3に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 修理 第7章第2節4に準ずること。</p> <p>5. (略)</p> <p>第4節 コンベヤ</p> <p>1. (略)</p> <p>3. 運搬作業</p> <p>(1) コンベヤへの巻込まれ、接触等には十分注意すること。また、必要に応じて立入禁止措置を講じること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4. 点検</p> <p>(1) 第3章第1節2、3、第3章第2節7、第7章第2節3に準ずること。</p>	<p>安衛則 151 の 6</p> <p>警備業法 警備員等の検定等に関する規則</p> <p>安衛則 161</p> <p>安衛則 151 の 10, 151 の 69</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>安衛則 151 の 75</p> <p><u>安衛法 151 の 50, 151 の 51</u></p> <p>安衛則 151 の 78 安衛則 151 の 79</p>
--	---	--	--

(2) (略)		(2) (略)	
5. 修理 第7章第2節4に準ずること。		5. 修理 第7章第2節4に準ずること。	
第5節 機関車・運搬車		第5節 機関車・運搬車	
1.・2. (略)		1.・2. (略)	
3. 点検		3. 点検	
(1) 第3章第1節2及び3、第3章第2節7に準ずること。		(1) 第3章第1節2、3、第3章第2節7に準ずること。	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
(4) 1か月に1回、定められた事項について自主検査を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	安衛則 230, 231	(4) 1か月に1回、定められた事項について自主点検を実施し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	安衛則 230, 231
(5) (略)		(5) (略)	
第6節 索道及びケーブルクレーン		第6節 索道及びケーブルクレーン	
1. 索道設備、ケーブルクレーン設備		1. 索道設備、ケーブルクレーン設備	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、労働者に周知させること。	クレーン則 33	(2) 組立、解体の作業は、選任された作業指揮者の指揮のもとに行うこと。また、作業の方法及び順序等については、作業手順書を作成し、作業員に周知させること。	クレーン則 33
(3)～(9) (略)		(3)～(9) (略)	
2. 運搬作業		2. 運搬作業	
(1)～(7) (略)		(1)～(7) (略)	
(8) 玉掛作業は第3章第5節7に準ずること。	クレーン則 221, 222	(8) 玉掛作業は第3章第5節に準ずること。	クレーン則 221, 222
(9)・(10) (略)		(9)・(10) (略)	
(11) ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。	クレーン則 28	(11) ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付部の破損により、当該ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる作業員の危険を防止するため、当該危険を生ずるおそれのある箇所に作業員を立ち入らせてはならない。	クレーン則 28
(12) 次の各号に該当する場合は労働者を吊り荷の下に立ち入らせてはならない。	クレーン則 29	(12) 次の各号に該当する場合は作業員を吊り荷の下に立ち入らせてはならない。	クレーン則 29
① ハッカーを用いて玉掛けをした荷が吊り上げられているとき。		① ハッカーを用いて玉掛けをした荷が吊り上げられているとき。	
② (略)		② (略)	
③ ワイヤロープ、吊りチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルトを用いて1箇所に玉掛けをした荷が吊り上げられているとき（当該荷に設けられた穴又は合いボルトにワイヤロープ等に通して玉掛けをしている場合を除く。）		③ ワイヤロープ、吊りチェーン、繊維ロープ又は繊維ベルトを用いて1箇所に玉掛けをした荷が吊り上げられているとき（当該荷に設けられた穴又は合いボルトにワイヤロープ等に通して玉掛けをしている場合を除く。）	
④ (略)		④ (略)	
⑤ 磁力又は陰圧により吸着させる吊り具又は玉掛けをした荷が吊り上げられているとき。		⑤ 磁力又は陰圧により吸着させる吊り具又は玉掛けをした荷が吊り上げられているとき。	
⑥ 動力下降以外の方法により荷又は吊り具を下降させるとき。		⑥ 動力下降以外の方法により荷又は吊り具を下降させるとき。	
3. 点検		3. 点検	
(1) 第3章第1節2及び3、第3章第2節7に準ずること。		(1) 第3章第1節2、3、第3章第2節7に準ずること。	
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
(4) 1か月に1回必要な事項について自主検査を実施し、また1年に1回荷重試験を行い、各々の記録を3年間保存しておくこと。	クレーン則 34, 35	(4) 1か月に1回必要な事項について自主点検を実施し、また1年に1回荷重試験を行い、各々の記録を3年間保存しておくこと。	クレーン則 34, 35
(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後、又は震度4以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則 37, 38	(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は中震以上の地震が起こった後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則 37, 38
(6)・(7) (略)		(6)・(7) (略)	
4. (略)		4. (略)	
第8章 建造物の取りこわし工事		第8章 建造物の取りこわし工事	

<p>第1節 一般事項</p> <p>1. 工事内容の把握</p> <p>(1) 第6章第1節1 <u>及び</u> 2に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>2. 事前調査における共通事項</u> <u>第1章第2節に準ずること。</u></p> <p><u>3. 事前調査における留意事項</u> (1) ～ (6) (略)</p> <p><u>4. 施工計画</u> <u>(1) 第1章第3節に準ずること。</u> <u>(2) 周辺構造物、周辺環境に対する対策（粉じん、騒音、振動、落石、地下埋設物、配電線、送電線、搬入出路等）を講じること。</u> <u>(3) 廃棄物の処理に対する計画を立案すること。</u></p> <p><u>5. 取りこわし工事における現場管理</u> <u>(1) 第1章第4節、第2章第10節に準ずること。</u> <u>(2) 器具、工具等を上げ下ろしする際は、吊り綱、吊り袋等を使用させること。</u> <u>(3) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。</u> ①～④ (略) <u>(4) 火気及びガス等を使用する場合には、消火器等を準備したうえで、付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また、作業終了後の消火の点検をすること。</u></p>	<p>安衛則 517 の 14</p> <p>安衛則 517 の 15</p> <p>安衛則 289</p>	<p>第1節 一般事項</p> <p>1. 工事内容の把握</p> <p>(1) 第6章第1節1, 2に準ずること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 事前調査における留意事項</u> (1) ～ (6) (略)</p> <p><u>3. 施工計画</u> (新設) <u>(1) 周辺構造物、周辺環境に対する対策（粉じん、騒音、振動、落石、地下埋設物、配電線、送電線、搬入出路等）を講じること。</u> <u>(2) 廃棄物の処理に対する計画を立案すること。</u></p> <p><u>4. 取りこわし工事における現場管理</u> (新設) <u>(1) 器具、工具等を上げ下ろしする際は、吊り綱、吊り袋等を使用させること。</u> <u>(2) 第三者への危害を防止するための以下の措置を講じること。</u> ①～④ (略) <u>(3) 火気及びガス等を使用する場合には、消火器等を準備したうえで、付近に影響を及ぼさないような防護措置を講じること。また、作業終了後の消火の点検をすること。</u></p>	<p>安衛則 517 の 14</p> <p>安衛則 517 の 15</p> <p>安衛則 289</p>
<p>第2節 取りこわし工</p> <p>1. 圧碎機、鉄骨切断機、大型ブレーカにおける必要措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) ブレーカの運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された<u>者</u>以外は運転しないこと。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. カッター工法における必要な措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切断部材が比較的大きくなるため、クレーン等による仮吊り、搬出が必要となるので、第3章<u>第5節、第7章</u>の留意事項を確実に遵守すること。</p> <p>4. ・5. (略)</p> <p>6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じること。</p> <p>(3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。</p> <p>(4) 発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ<u>労働者</u>に周知徹底しておくこと。</p> <p>(5) コンクリート破碎工<u>法</u>及び<u>制御発破（ダイナマイト工法）</u>においては、十分な効果を期待するため、込物は確実に充填を行うこと。</p> <p>(6) ・(7) (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>安衛令 20 安衛則 36</p> <p>安衛則 320</p> <p><u>火取則 53</u> <u>安衛則 320</u></p> <p>安衛則 320</p>	<p>第2節 取りこわし工</p> <p>1. 圧碎機、鉄骨切断機、大型ブレーカにおける必要措置</p> <p>(1) ～(3) (略)</p> <p>(4) ブレーカの運転は、有資格者によるものとし、責任者から指示された<u>もの</u>以外は運転しないこと。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. カッター工法における必要な措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切断部材が比較的大きくなるため、クレーン等による仮吊り、搬出が必要となるので、第3章<u>第5節、第6章</u>の留意事項を確実に遵守すること。</p> <p>4. ・5. (略)</p> <p>6. 爆薬等を使用した取りこわし作業における措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 発破作業に直接従事する者以外の作業区域内への立入禁止措置を講じること。</p> <p>(3) 発破終了後は、不発の有無などの安全の確認が行われるまで、発破作業範囲内を立入禁止にすること。</p> <p>(4) 発破予定時刻、退避方法、退避場所、点火の合図等は、あらかじめ<u>作業員</u>に周知徹底しておくこと。</p> <p>(5) コンクリート破碎工及び<u>制御発破工法</u>においては、十分な効果を期待するため、込物は確実に充填を行うこと。</p> <p>(6) ・(7) (略)</p> <p>7. (略)</p>	<p>安衛令 20 安衛則 36</p> <p>安衛則 320</p> <p><u>安衛則 320</u> <u>火取則 53</u></p> <p>安衛則 320</p>

第3編 一般工事
第9章 土工工事
第1節 一般事項

1. 工事内容の把握
第6章第1節1及び2に準ずること。
2. 事前調査における共通事項
第1章第2節、第4章第1節2に準ずること。
3. 事前調査における留意事項
 - (1) あらかじめ地山の形状、地質等を調査すること。
 - (2) あらかじめ地山の含水、湧水、亀裂の位置、状態を調査すること。
4. (略)
5. 施工計画における留意事項
 - (1) (略)
 - (2) 地山の含水、湧水、亀裂の位置、状態に基づき、施工中の排水工事を計画すること。
 - (3) 浮き石等により危険が生じるおそれがある場合は、落石防護ネット等により、必要な措置を講ずること。
 - (4)・(5) (略)
6. ～8. (略)
9. 掘削中の措置
 - (1) (略)
 - (2) 埋設物は吊り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し防護柵を設けること。
10. 落石等に対する危険予防措置
 - (1) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。
 - (2) (略)
 - (3) 妊娠中の女性及び年少者には、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所又は深さが5m以上の地穴では、作業させないこと。
 - (4) (略)
- 11.・12. (略)

第2節 人力掘削

1. 作業主任者の選任
高さ2.0m以上の削掘作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。
2. 掘削面の勾配
掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお、土留・支保工を必要とする掘削深さについては、第6章第2節に準ずること。ただし、特に地質が悪い地山では、更に緩やかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他	2 m未満	90°
	2 m以上5m未満	75°
	5 m以上	60°

安衛則 335、154

安衛則 362

安衛則 361

女労基則 2
年少則 8

安衛則 359、360

安衛則 356、357

第3編 一般工事
第9章 土工工事
第1節 一般事項

1. 工事内容の把握
第6章第1節1、2に準ずること。
2. 事前調査における共通事項
第4章第2節に準ずること。
3. 事前調査における留意事項
 - (1) あらかじめ地山の形状、地質等を調査すること。
 - (2) あらかじめ地山の含水、湧水、き裂の位置、状態を調査すること。
4. (略)
5. 施工計画における留意事項
 - (1) (略)
 - (2) 地山の含水、湧水、き裂の位置、状態に基づき、施工中の排水工事を計画すること。
 - (3) 浮き石等により危険が生じる恐れがある場合は、落石防護ネット等により、必要な措置を講ずること。
 - (4)・(5) (略)
6. ～8. (略)
9. 掘削中の措置
 - (1) (略)
 - (2) 埋設物は垂り防護、受け防護等により堅固に支持するとともに、状況に応じて明確に標示し防護柵を設けること。
10. 落石等に対する危険予防措置
 - (1) 掘削により土石が落下するおそれがあるときは、その下方で作業しないこと。
 - (2) (略)
 - (3) 妊娠中の女性及び満18歳に満たない者には、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所又は深さが5m以上の地穴では、作業させないこと。
 - (4) (略)
- 11.・12. (略)

第2節 人力掘削

1. 作業主任者の選任
高さ2.0m以上の削掘作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。
2. 掘削面の勾配
掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお、土留・支保工を必要とする掘削深さについては、第6章第2節に準ずること。ただし、特に地質が悪い地山では、更にゆるやかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
その他	2 m未満	90°
	2 m以上5m未満	75°
	5 m以上	60°

安衛則 335、114

安衛則 362

安衛則 362

女性則 2
年少則 8

安衛則 359

安衛則 356、357

砂	掘削面の勾配 35° 以下又は高さ 5m 未満
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m 未満

3. ～6. (略)

7. 狭い作業空間条件下での安全確保
第2章第1節3に準ずること。

第3節 機械掘削

1. 作業主任者の選任
高さ 2.0m 以上の掘削作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

2. (略)

3. 機械掘削作業における留意事項

- (1) 作業範囲付近の他の労働者の位置に絶えず注意し、互いに連絡をとり、作業範囲内に労働者を入れないこと。
- (2) ～ (9) (略)

4. 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

- ① 作業場所が道路、建物、その他の施設等に近接する場所
- ② 見通しの悪い場所
- ③ 崖縁
- ④ 土石等の落下崩壊のおそれのある場所
- ⑤ 掘削機械、運転車両が他の労働者と混在して作業を行う場所
- ⑥ 道路上での作業を行う場所

なお、高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置すること。

5. ・6. (略)

7. 削岩機使用での作業

- (1) 削岩機は、作業前によく点検してから使うこと。
- (2) (略)
- (3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じてロープを付けておくこと。また、削岩機のオペレータは、要求性能墜落制止用器具を使用すること。
- (4) ～ (7) (略)

8. (略)

9. 狭い作業空間下での安全確保
第2章第1節3に準ずること。

第4節 盛土工及びのり面工

1. ・2. (略)

3. 盛土の安全対策

- (1) のり肩、のり尻の排水を十分に行うこと。
- (2) のり肩付近からの水の流入をできるだけ防ぐこと。

安衛則 359, 360

安衛則 158

安衛則 157, 158

警備業法警備員等の検定等に関する規則 2

砂	削面の勾配 35° 以下又は高さ 5m 未満
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m 未満

3. ～6. (略)

7. 狭い作業空間条件下での安全確保
第2章第1節3に準ずること。

第3節 機械掘削

1. 作業主任者の選任
高さ 2.0m 以上の掘削作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

2. (略)

3. 機械掘削作業における留意事項

- (1) 作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し、互いに連絡をとり、作業範囲内に作業員を入れないこと。
- (2) ～ (9) (略)

4. 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

- (1) 作業場所が道路、建物、その他の施設等に近接する場所
- (2) 見通しの悪い場所
- (3) 崖縁
- (4) 土石等の落下崩壊のおそれのある場所
- (5) 掘削機械、運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所
- (6) 道路上での作業を行う場所

なお、高速自動車国道又は自動車専用道路又はその他都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める道路については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通警備業務を行う場所ごとに1人以上配置すること。

5. (略)

7. さく岩機使用での作業

- (1) さく岩機は、作業前によく点検してから使うこと。
- (2) (略)
- (3) 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じてロープを付けておくこと。また、削岩機のオペレータは、安全帯を使用すること。
- (4) ～ (7) (略)

8. (略)

9. 狭い作業空間下での安全確保
第2章第1節3に準ずること。

第4節 盛土工及びのり面工

1. ・2. (略)

3. 盛土の安全対策

- (1) のり肩、のり尻の排水を十分に行うこと。
- (2) のり肩付近からの水の流入を出来るだけ防ぐこと。

安衛則 359

安衛則 158

安衛則 157, 158

警備業法警備員等の検定等に関する規則

4. 切土のり面の安全対策 (1)・(2) (略) (3) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、 亀裂 等ののり面の変化に特に注意すること。 (4) 浮き石等により危険が生じる おそれ がある場合は、落石防護ネット等により、必要な措置を講ずること。	安衛則 537	4. 切土のり面の安全対策 (1)・(2) (略) (3) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、 き裂 等ののり面の変化に特に注意すること。 (4) 浮き石等により危険が生じる 恐れ がある場合は、落石防護ネット等により、必要な措置を講ずること。	安衛則 537
第5節 発破掘削 1. 火薬類作業従事者に係わる事項 (1) 火薬類取扱については、火薬類取扱保安責任者及び 取扱副保安責任者又は取扱保安責任者 を選任し、取扱事故防止にあたらせること。 (2) (略) (3) 発破作業を行う時は、発破の業務に就くことが できる 者のうちから作業指揮者を選任すること。 (4) 発破作業員は腕章、保護 帽 の標示等により他の 労働者 と識別 できる ようにすること。 (5) (略)	火取法 30 安衛則 320 火取則 51	第5節 発破掘削 1. 火薬類作業従事者に係わる事項 (1) 火薬類取扱については、火薬類取扱保安責任者及び副保安責任者を選任し、取扱事故防止にあたらせること。 (2) (略) (3) 発破作業を行う時は、発破の業務に就くことが 出来る 者のうちから作業指揮者を選任すること。 (4) 発破作業員は腕章、保護 員 の標示等により他の 作業員 と識別 出来る ようにすること。 (5) (略)	火取法 30 安衛則 30 火取則 51
2. 労働者 及び第三者への危害防止 (1)～(4) (略)		2. 作業員 及び第三者への危害防止 (1)～(4) (略)	
3. 火薬庫での貯蔵 (1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。 (2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の 規定 」により、知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。 (3) (略)	火取法 11, 12, 14 火取則 13, 20, 21 火取則 15, 16, 23～32	3. 火薬庫での貯蔵 (1) 法に定める量以上の火薬類を貯蔵する場合は、貯蔵量に応じた構造の火薬庫を知事の許可を受けて設置すること。 (2) 規定量以下の貯蔵量の火薬類は、「火薬庫外の貯蔵庫の施設の 規定 」(火薬取締法施工規則)により、知事の認可を受け安全な場所に貯蔵すること。 (3) (略)	火取法 11, 12 火取則 13, 20, 21 火取則 15, 16, 23～32
4. 火薬類の一時置場 (1)・(2) (略) (3) 火薬、爆薬と雷管とを同一の箱、袋等に入れないこと。 (4) (略)	(削る。) (削る。)	4. 火薬類の一時置場 (1)・(2) (略) (3) 火薬、爆薬と雷管とを同一の箱、袋等に入れないこと。 (4) (略)	火取法 14 火取法 14
5. (略)		5. (略)	
6. 数量の管理 (1) (略) (2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装填方法 に ついて、記録を残すこと。	火取則 53	6. 数量の管理 (1) (略) (2) 発破の都度、受入、消費、残りの数量、発破孔又は薬室に対する装填方法 について 、記録を残すこと。	火取則 52
7.・8. (略)		7.・8. (略)	
9. 装填 作業の留意事項 (1) (略) (2) 装填 作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により 装填 すること。 (3)・(4) (略) (5) 装填 中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。 (6) (略) (7) 装填 が終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは 火薬類取扱所 に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。	火取則 53 火取則 53	9. 装てん 作業の留意事項 (1) (略) (2) 装てん 作業については発破孔や岩盤の状況を検査し、安全を確認してから適切な方法により 装てん すること。 (3)・(4) (略) (5) 装てん 中は付近でせん孔その他の作業をさせないこと。 (6) (略) (7) 装てん が終わって使用予定数が余ったときは、数量を確認し、増ダイは 火薬取扱所 に、親ダイは火工所に直ちに返納して、紛失等を防止すること。	火取則 53 (新設)
10.・11. (略)		10.・11. (略)	
第10章 基礎工事等		第10章 基礎工事等	

第1節 一般事項

1. (略)
2. 工事内容の把握
第6章第1節1及び2に準ずること。
3. ～7. (略)
8. 機械運転に関する留意事項
 - (1) 機械類のうち、杭打、杭抜機及びボーリングマシンの運転は、有資格者によるものとし、その他の機械類は責任者から指示された者以外は運転しないこと。
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 機械の移動に当たって、近くに高圧電線がある場合には、各関係先と打合せのうえ、ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。
 - (5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。

電圧と離隔距離

電路の電圧 (交流)	離 隔 距 離
特別高圧 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧 (600～7,000V)	1.2m以上
低圧 (600V以下)	1.0 m以上

9. (略)

第2節 既成杭基礎工

1. (略)
2. 機械の据付
 - (1) (略)
 - (2) 機械を据付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。
 - (3) (略)
3. 杭等の搬入
 - (1) 第7章第1節3、5及び6、第7章第2節2に準ずること。
 - (2) (略)
- 4.・5. (略)
6. 玉掛作業
 - (1) 第3章第5節7及び8に準ずること。
 - (2) (略)
7. 杭打ち作業における留意事項
 - (1)・(2) (略)
 - (3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる要求性能墜落制止用器具を使用すること。
 - (4) (略)
- 8.・9. (略)

安衛法 61
安衛令 20

安衛則 349

安衛法 61, 29 の 2
安衛則 349, 634 の 2

厚生労働省通達
基発第 759 号
(S50.12.17)

(削る。)

第1節 一般事項

1. (略)
2. 工事内容の把握
第6章第1節1、2に準ずること。
3. ～7. (略)
8. 機械運転に関する留意事項
 - (1) 機械類のうち、杭打、杭抜機及びボーリングマシンの運転は、有資格者によるものとし、その他の機械類は責任者から指示されたもの以外は運転しないこと。
 - (2)・(3) (略)
 - (4) 機械の移動にあたって、規格に高圧電線がある場合には、各関係先と打合せのうえ、ゴムシールドを取り付ける等の防護を行うこと。
 - (5) 防護措置を施さない場合で、高圧線等の付近で作業、又は移動を行うときは、必ず監視員をおき、各関係者の立会を求めること。また、タワー等は電線から十分な離隔をとること。

電路の電圧 (交流)	離 隔 距 離
特別電圧 2m以上 (7,000V以上)	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧 (600～7,000V)	1.2m以上
低圧 (600V以下)	1.0 m以上

9. (略)

第2節 既成杭基礎工

1. (略)
2. 機械の据付
 - (1) (略)
 - (2) 機械を据付けた箇所は、常に排水をよくしておくこと。
 - (3) (略)
3. 杭等の搬入
 - (1) 第7章第1節1、2、第7章第2節2に準ずること。
 - (2) (略)
- 4.・5. (略)
6. 玉掛作業
 - (1) 第3章第5節7、8に準ずること。
 - (2) (略)
7. 杭打ち作業における留意事項
 - (1)・(2) (略)
 - (3) リーダーに登る場合には、親綱を設置し、ロリップによる安全帯を使用すること。
 - (4) (略)
- 8.・9. (略)

安衛法 61
安衛令 20

安衛則 349

安衛法 29 の 2
安衛則 349
安衛則 634 の 2

厚生労働省通達
基発第 759 号
(S50.12.17)

安衛則 173

第3節 機械掘削基礎工

1. オールケーシング工法に当たつての留意事項

(1)～(5) (略)

2. リバースサーキュレーションドリル工法に当たつての留意事項

(1)・(2) (略)

(3) ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な労働者以外の者は槽に近づけないこと。

(4)～(7) (略)

第4節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法等

1. 一般事項

(1)・(2) (略)

(3) 有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある潜函又は深さ20mを超える潜函等では、送気のための設備を設けること。

(4) 入坑前に有毒ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定に当たっては指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。

(5)～(8) (略)

(9) 機械の故障、電気関係の不備、漏電等が生じたときは、修理完了までは使用を禁止すること。

2. オープンケーソン基礎工事に当たつての留意事項

(1)～(3) (略)

3. 深礎工法等の施工に当たつての留意事項

(1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はシュートを使用すること。

(2) 2段切上げの場合には、下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は、堅固な防護施設を設けること。

(3)～(5) (略)

(6) 昇降には梯子等の昇降設備を設け、かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は、損傷、変形、腐食等がないことを確認すること。

(7) (略)

第11章 コンクリート工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第6章第1節1 及び2に準ずること。

2.～4. (略)

5. 危険箇所の周知

ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの直下に立入らないこと等の注意事項を、予め労働者に十分周知させておくこと。

第2節 鉄筋工

1.・2. (略)

3. 運搬作業

(1) (略)

(2) 運搬中は他の者に接触しないよう前後を注意すること。曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。

4. 作業床の設置

安衛則 377
酸欠則 5
酸欠則 3,11

安衛則 518

第3節 機械掘削基礎工

1. オールケーシング工法にあたつての留意事項

(1)～(5) (略)

2. リバースサーキュレーションドリル工法に当たつての留意事項

(1)・(2) (略)

(3) ケーシング打込み又は引抜き中は、必要な作業員以外の者は槽に近づけないこと。

(4)～(7) (略)

第4節 オープンケーソン基礎工事、深礎工法等

1. 一般事項

(1)・(2) (略)

(3) 有毒ガス等（酸素欠乏空気を含む）の発生のおそれがある潜函又は深さ20mをこえる潜函等では、送気のための設備を設けること。

(4) 入坑前に有毒ガスの有無、酸素欠乏について測定すること。測定に当たっては指定された者（酸欠危険作業については、作業主任者）が行うこと。

(5)～(8) (略)

(9) 機械の故障、電気関係の不備、漏電等を生じたときは、修理完了までは使用を禁止すること。

2. オープンケーソン基礎工事にあたつての留意事項

(1)～(3) (略)

3. 深礎工法等の施工に当たつての留意事項

(1) コンクリート打設には、原則として、トレミー管又はシュートを使用すること。

(2) 2段切上げの場合には、下段の作業は中止すること。やむを得ず作業を行う場合は、強固な防護施設を設けること。

(3)～(5) (略)

(6) 昇降には梯子等の昇降設備を設け、かつ非常用梯子等を設けておくこと。梯子は、損傷、変形腐食等がないことを確認すること。

(7) (略)

第11章 コンクリート工事

第1節 一般事項

1. 工事内容の把握

第6章第1節1,2に準ずること。

2.～4. (略)

5. 危険箇所の周知

ケーブルクレーンによるコンクリート打設のときは、バケットの直下に立入らないこと等の注意事項を、予め作業員に十分周知させておくこと。

第2節 鉄筋工

1.・2. (略)

3. 運搬作業

(1) (略)

(2) 運搬中は他のものに接触しないよう前後を注意すること。曲げた長尺鉄筋等は特に注意すること。

4. 作業床の設置

安衛則 377
酸欠則 5
酸欠則 3
酸欠則 11

安衛則 518

<p>(1) 高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、<u>防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。</u></p> <p>(2) <u>高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の要求性能墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けた者が行うこと。</u></p>	<p>安衛則 36</p>	<p>高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、<u>必ず安全帯を使用するか防護網を設けること。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>5. (略)</p>		<p>5. (略)</p>	
<p>第3節 型枠工</p>		<p>第3節 型わく工</p>	
<p>1. 型枠支保工の構造</p> <p>(1) 型枠支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造のものとし、組立図に従って組立てること。なお、組立図は、部材の設計計算書に基づき作成すること。</p>	<p>安衛則 239, 240</p>	<p>1. 型わく支保工の構造</p> <p>(1) 型わく支保工は、コンクリート打設の方法に応じた堅固な構造とし、組立図に従って組立てること。なお、組立図は、部材の設計計算書に基づき作成すること。</p>	<p>安衛則 239, 240</p>
<p>(2) 型枠支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。</p>	<p>安衛則 242</p>	<p>(2) 型わく支保工は、倒壊事故を防止する措置を講じたものとする。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>2. (略)</p>		<p>2. (略)</p>	
<p>3. 作業主任者の配置</p> <p>型枠支保工の組立・解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により行うこと。</p>	<p>安衛則 246, 247</p>	<p>3. 作業主任者の配置</p> <p>型わく支保工の組立・解体の作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により行うこと。</p>	<p>安衛則 246 安衛則 247</p>
<p>4. (略)</p>		<p>4. (略)</p>	
<p>5. 規格品の使用</p> <p>(1) (略)</p>		<p>5. 規格品の使用</p> <p>(1) (略)</p>	
<p>(2) 型枠支保工については、型枠の形状、コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとする。</p>	<p>安衛則 239</p>	<p>(2) 型わく支保工については、型わくの形状、コンクリートの打設方法等に応じた堅固な構造のものとする。</p>	<p>安衛則 239</p>
<p>6. 型枠支保工についての措置</p>	<p>安衛則 242</p>	<p>6. 型わく支保工についての措置</p>	<p>(新設) 安衛則 242</p>
<p>(1) 支柱の沈下、滑動を防止するため、必要に応じ敷砂・敷板の使用、コンクリート基礎の打設、杭の打込み、根がらみの取付け等を行うこと。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(1) 支柱の沈下、滑動を防止するため、必要に応じ敷砂・敷板の使用、コンクリート基礎の打設、杭の打込み、根がらみの取付け等を行うこと。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(2) 支柱の継手は突合せ又は差込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結すること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(2) 支柱の継手は突合せ又は差込みとし、鋼材はボルト、クランプ等を用いて緊結すること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(3) 型枠が曲面の場合には、控えの取付け等、型枠の浮上りを防止するための措置を講じること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(3) 型わくが曲面の場合には、控えの取付け等、型わくの浮上りを防止するための措置を講じること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(4) (略)</p>		<p>(4) (略)</p>	
<p>(5) 鋼管支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定すること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(5) 鋼管支柱は、高さ2m以内ごとに水平つなぎを2方向に設け、堅固なものに固定すること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(6) パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(6) パイプサポートは3本以上継いで用いないこと。また、パイプサポートを継いで用いるときは、4個以上のボルト又は専用の金具を用いて継ぐこと。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(7) 鋼管枠と鋼管枠との間には、交差筋かいを設けること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(7) 鋼管わくと鋼管わくの間には、交差筋かいを設けること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(8) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の側面並びに枠面の方向及び交差筋かい方向に、5枠以内ごとの箇所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(8) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型わく支保工の側面並びにわく面の方向及び交差筋かい方向に、5わく以内ごとの箇所に水平つなぎを設け、かつ、水平つなぎの変位を防止すること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>(9) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型枠支保工の枠面の方向における両端及び5枠以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布枠を設けること。</p>	<p>(削る。)</p>	<p>(9) 鋼管枠の最上層及び5層以内ごとの箇所において、型わく支保工のわく面の方向における両端及び5わく以内ごとの箇所に、交差筋かいの方向に布わくを設けること。</p>	<p>安衛則 242</p>
<p>7. 型枠組立解体作業</p> <p>(1) 足場は作業に適したものを使用すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高所から取り外した型枠は、投げたり、落下させたりせずロープ等を使用して型枠に損傷を与えないよう降ろすこと。</p> <p>(4) 型枠の釘仕舞はすみやかに行うこと。</p> <p>(5) 型枠の組立て解体作業を行う区域には、関係労働者以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>安衛則 245 (削る。)</p>	<p>7. 型わく組立解体作業</p> <p>(1) 足場は作業に適したものを使用すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 高所から取りはずした型わくは、投げたり、落下させたりせずロープ等を使用して型わくに損傷を与えないよう降ろすこと。</p> <p>(4) 型わくの釘仕舞はすみやかに行うこと。</p> <p>(5) 型わくの組立て解体作業を行う区域には、関係作業員以外の者の立入りを禁止すること。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(新設) 安衛則 245</p>
<p>第4節 コンクリート工</p> <p>1. コンクリート混合設備</p>		<p>第4節 コンクリート工</p> <p>1. コンクリート混合設備</p>	

(1) ～ (5) (略)		(1) ～ (5) (略)	
(6) 機械の給油、清掃等をする時は、必ず機械を止めてから行うこと。	安衛則 107	(6) 機械の注油、清掃等をする時は、必ず機械を止めてから行うこと。	安衛則 107
2. コンクリート打設設備		2. コンクリート打設設備	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) バケットの下及びバンカー線内には労働者を入れないこと。	(削る。)	(2) バケットの下及びバンカー線内には作業員を入れないこと。	クレーン則 74 の 2
(3) 移動式クレーン等を使用するときは、第 3 章第 5 節によること。	クレーン則 74 の 2	(3) 移動式クレーン等を使用するときは、第 3 章第 5 節によること。	(新設)
(4) コンクリートポンプ類を使用するときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取付、取り外しは丁寧に行うこと。	安衛則 171 の 2	(4) コンクリートポンプ類をしようするときは、パイプ類は堅固に保持し、パイプ類の取付、取りはずしは丁寧に行うこと。	安衛則 171 の 2
(5)・(6) (略)		(5)・(6) (略)	
(7) 労働者の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けること。	安衛則 151 の 78	(7) 作業員の身体の一部がベルトコンベヤに巻き込まれるおそれがあるとき等緊急時には、直ちに運転を停止できる装置を設けること。	安衛則 151 の 78
(8) ～ (10) (略)		(8) ～ (10) (略)	
(11) 輸送管とホースを切り離す時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減少させる。	安衛則 171 の 2	(新設)	(新設)
(12) 洗浄ボールを用いて輸送管等の内部を洗浄する作業を行うときは、洗浄ボールの飛出しによる労働者の危険を防止するための器具を当該輸送管等の先端部に取り付けること。	安衛則 171 の 2	(新設)	(新設)
3. コンクリート打設作業		3. コンクリート打設作業	
(1) 作業前に足がかり、型枠支保工及び型枠を点検し、不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。	安衛則 244	(1) 作業前に足がかり、型枠支保工及び型枠を点検し、不備な箇所は作業前に補修しておくこと。また、異常を認めた場合には、作業を中止し、適切な措置を講じること。	安衛則 244
(2)・(3) (略)		(2)・(3) (略)	
(4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、要求性能墜落制止用器具の使用、手すりの設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。	安衛則 518, 519	(4) 高所作業で墜落の危険のおそれのある場合は、安全帯の使用、手すりの設置、防護網の設置等、墜落及び落下防止の措置を講じること。	安衛則 518, 519
(5) 型枠支保工等に偏圧が作用しないように、事前に、打設順序及び 1 日の打設高さを定め、均等に打設すること。		(5) 型枠支保工等に偏圧が作用しないように、事前に、打設順序及び 1 日の打設高さを定め、均等に打設すること。	
(6) コンクリート等の吹出し等により労働者に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。	安衛則 171 の 2	(6) コンクリート等の吹出し等により作業員に危険を及ぼすおそれのある場所には、立入禁止措置を講じること。	安衛則 171 の 2
(7) 打設中は、型枠、型枠支保工、シュート下、ホッパ下等の状態を適宜点検し、安全であることを確かめること。		(7) 打設中は、型枠、型枠支保工、シュート下、ホッパ下等の状態を適宜点検し、安全であることを確かめること。	
(8) (略)		(8) (略)	
第 12 章 谷止工等工事		第 12 章 谷止工等工事	
第 1 節 一般事項		第 1 節 一般事項	
1. (略)		1. (略)	
2. 工事内容		2. 工事内容	
第 6 章第 1 節 1 及び 2 に準ずること。		第 6 章第 1 節 1、2 に準ずること。	
3. 事前調査における留意事項	安衛則 355	3. 事前調査における留意事項	安衛則 355
(1) ～ (6) (略)		(1) ～ (6) (略)	
(7) 人家連担区域の通勤車や連絡車の通行は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして交通事故防止を図ること。		(7) 人家が連たんする区域の通勤車や連絡者の通交は、独自の走行速度やその他ルールを定めるなどして交通事故防止を図ること。	
(8) (略)		(8) (略)	
4. 施工計画における一般的留意事項	安衛法 29 の 2	4. 施工計画における一般的留意事項	安衛法 29 の 2
(1) 現場内の施設間は、相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に移動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を常備確保しておくこと。	(削る。)	(1) 現場内の施設間は、相互に確実な連絡体制を確保すること。特に緊急を要する連絡が発生しやすいところ及び現場が常に移動するところについては、トランシーバー等を用い、緊急連絡網を常備確保しておくこと。	安衛則 642
(2) 現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー、サイレン等の装置を常備すること。また、商用電源が切断された場合でも機能するように、補助電源を確保すること。	安衛則 642	(2) 現場全体に周知徹底が図れるようにスピーカー、サイレン等の装置を常備すること。また、商用電源が切断された場合でも機能するように、補助電源を確保すること。	(新設)
(3) (略)		(3) (略)	
5. コンクリート工事の留意事項		5. コンクリート工事の留意事項	

(1) (略)		(1) (略)	
(2) 型枠は、著しい損傷、変形等がないものを使用し、安全に組立・解体が可能な構造とすること。	安衛則 239	(2) 型枠は、著しい損傷、変形等がないものを使用し、安全に組立・解体が可能な構造とすること。	安衛則 239
第2節 基礎掘削工		第2節 基礎掘削工	
1. 現場管理及び建設機械の運用 第2章第10節及び第3章第2節に準ずること。		1. 建設機械の運用 第3章第2節に準ずること。	
2. 大型重機械に関する留意事項		2. 大型重機械に関する留意事項	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 労働者 ² と他の機械類とが競合して作業することが多いので、使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。	安衛則 642 の3	(3) 作業員 ² と他の機械類とが競合して作業することが多いので使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。	安衛則 642 の3
3.・4. (略)		3.・4. (略)	
5. のり面掘削時の留意事項		5. のり面掘削時の留意事項	
(1) 掘削面は、適切な勾配とすること。	安衛法 29 の2	(1) 掘削面は十分な勾配とすること。	安衛法 29 の2
(2)～(6) (略)	安衛則 356, 357	(2)～(6) (略)	安衛則 356, 361
6.～9. (略)		6.～9. (略)	
10. 土捨場の安全措置		10. 土捨場の安全措置	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 土捨場や崩壊のおそれのあるのり面下での作業を行う場合は、背後 ² や上部ののり面の安定を確認して作業を行うこと。		(2) 土捨場や崩壊のおそれのあるのり面下での作業を行う場合は、背後 ² の上部ののり面の安定を確認して作業を行うこと。	
第3節 堤体工事		第3節 堤体工事	
1. 関連作業		1. 関連作業	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープ等の足場部材は点検者を指名して適宜点検させ、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。	安衛則 567, 568	(2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープ等の足場部材は適宜点検を行い損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。	安衛則 567, 568
(3) 高所における不安定な姿勢による作業では、要求性能墜落制止用器具を用いること。		(3) 高所における不安定な姿勢による作業では、安全帯を用いること。	
(4) 材料の上げ下ろし時には、労働者を吊り荷の下に立入らせないようにし、危険な場所には監視員を配置して行うこと。	安衛則 537	(4) 材料の上げ下ろし時には、作業員を吊り荷の下に立入らせないようにし、危険な場所には監視員を配置して行うこと。	安衛則 537
(5) 玉掛けワイヤは、使用前に点検を行い、規格品を使用すること。	クレーン則 220	(5) 玉掛けワイヤは使用前に点検を行い規格品を使用すること。	クレーン則 220
(6) 作業床に材料、工具などを置くときは、不用品は片付けること。	安衛則 537	(6) 作業床に材料を置くときは不用品は片付けること。	安衛則 537
(7) (略)		(7) (略)	
(8) 足場、足場板、手摺、通路 ² などには凍結による滑落、転倒等の防止を図る措置を講じること。		(8) 足場、足場板、手摺、通路 ² 等には凍結による滑落、転倒等の防止を図る措置を講じること。	
(9) 不要のボルト、釘、鉄線 ² などの災害要因となるものは、常に取り除いておくこと。	安衛則 537	(9) 不要なボルト、釘、鉄線 ² 等の災害要因となるものは常に取り除いておくこと。	安衛則 537
2. コンクリート運搬設備		2. コンクリート運搬設備	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(削る。)		(3) バンカー線 ² における台車又はトランスファーカーの運行には、十分留意すること。	
3. (略)		3. (略)	
4. クレーン下の作業		4. クレーン下の作業	
ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に労働者を立ち入らせないこと。	クレーン則 29	ケーブルクレーンによるコンクリート打設及び資機材運搬作業を行う場合は、バケット及び吊り荷の直下に作業員を立ち入らせないこと。	クレーン則 29
5. シュート、ロープの支持力		5. シュート、ロープの支持力	
シュートの支持材、ロープ等は、コンクリート、労働者等の荷重に対して耐える強度のものとする。		シュートの支持材、ロープ等は、コンクリート、作業員等の荷重に対して耐える強度のものとする。	

する。	
6. (略)	
7. 材料の搬入・搬出 型枠、主材料等の現場搬入、搬出を行う場合は、荷くずれ、落下等を防止する運搬方法を探り、荷積み、荷おろし時の安全にも留意すること。	
8. 型枠作業 型枠の組立て、取り外しなどの作業は、お互いに合図を良く確認したうえで行うこと。	
9. 設備内への立入 第11章第4節1に準ずること。	
10. (略)	
第13章 山腹工事 第1節 一般事項	
1. (略)	
2. 工事内容の把握 (1) 第6章第1節1及び2に準ずること。 (2) 施工計画を作成するに当たっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。 (3) 崩壊等が発生した場合には、現場で作業中の労働者に被害を与える危険性があることから、労働者の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。	
3. 事前調査における留意事項 (1) 第12章第1節3に準ずること。 (2) (略) (3) あらかじめ地山の含水、湧水、亀裂の状態を調査すること。 (4)・(5) (略)	
4. 施工計画における留意事項 (1) 地山の形状、地質等の調査の結果に基づき、これに応じて掘削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。また、必要に応じて土留・支保工事等を計画すること。 (2) 地山の含水、湧水、亀裂の状態に基づき、施工中の排水工事を計画すること。 (3) ～ (8) (略)	
5. のり面における墜落防止措置 (1) 墜落のおそれのある斜面を昇降する場合には、通路等の安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し要求性能墜落制止用器具を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないよう十分安全性について確認すること。 (2) 転落のおそれのあるのり肩を通路とする際には、転落防止柵等を設けること。 (3) 土留・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土留・支保工部材上の通行を禁止すること。	安衛則 518, 519
6. 労働者に対する措置 (1) 新規に入場した労働者に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。 (2) 墜落防護工の無断取り外しの禁止について教育し、監督指導すること。 (3) 要求性能墜落制止用器具等保護具の適切な保管管理について指導すること。	安衛法 60 の 2 安衛則 642 の 3

る。	
6. (略)	
7. 材料の搬入・搬出 型枠、主材料等の現場搬入、搬出を行う場合は、荷くずれ、落下等を防止する運搬方法を探り、荷積み、荷おろし時の安全にも留意すること。	
8. 型枠作業 型枠の組立て、取りはずしなどの作業は、お互いに合図を良く確認したうえで行うこと。	
9. 設備内への立入 第11章第4節1に準ずること。	
10. (略)	
第13章 山腹工事 第1節 一般事項	
1. (略)	
2. 工事内容の把握 (1) 第6章第1節1、2に準ずること。 (2) 施工計画を作成するにあたっては、あらかじめ設計図書に明示された事項に対する事前調査を行い、安全確保のための施工条件等を把握しておくこと。 (3) 崩壊等が発生した場合には、現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから、作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。	
3. 事前調査における留意事項 (1) 第12章第1節2に準ずること。 (2) (略) (3) あらかじめ地山の含水、湧水、き裂の状態を調査すること。 (4)・(5) (略)	
4. 施工計画における留意事項 (1) 地山の形状、地質等の調査の結果に基づき、これに応じて掘削面の高さ及び勾配を箇所毎に定めること。また、必要に応じて土止・支保工事等を計画すること。 (2) 地山の含水、湧水、き裂の状態に基づき、施工中の排水工事を計画すること。 (3) ～ (8) (略)	
5. のり面における墜落防止措置 (1) 墜落のおそれのある斜面を昇降する場合には、通路等の安全な昇降設備を設けること。施工上当該措置が講じ難いときは親綱を設置し安全帯を使用させること。この場合、親綱の固定部は、ゆるみ等が生じないよう十分安全性について確認すること。 (2) 転落のおそれのあるのり肩を通路とする際には、転落防止措置を設けること。 (3) 土止・支保工内の掘削には、適宜通路を設けることとし、切梁、腹起し等の土止・支保工部材上の通行を禁止すること。	安衛則 518, 519
6. 作業員に対する措置 (1) 新規に入場した作業員に対しては、当該現場の墜落危険箇所及び墜落のおそれのある作業について、事前に安全教育を実施すること。 (2) 墜落防護工の無断取りはずしの禁止について教育し、監督指導すること。 (3) 安全帯等保護具の適切な保管管理について指導すること。	安衛法 60 の 2 安衛則 642 の 3

(4) 高所作業に従事する労働者については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。
(削る。)

7. 監視員の配置等

(1)・(2) (略)
(3) 擁壁類が計画されているのり面では、掘削面の勾配が急勾配となるので、擁壁等の施工中には地山の点検等、安全管理を十分に行うこと。

8. 崩壊防止計画

(1) 掘削に伴い、土留・支保工を必要とする場合は、第6章第2節に準ずること。
(2) (略)

9. 掘削中の措置

(1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土留・支保工を行うか、又は適正な勾配をつけること。
(2) (略)

10. 点検

次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。
① 震度4以上の地震が発生したとき。
②・③ (略)

第2節 のり切工

1. 切土のり面の安全対策

(1) (略)
(2) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、亀裂等ののり面の変化に特に注意すること。
(3) (略)
(4) 掘削面は、適切な勾配とすること。
(5) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。

2. 落石等に対する危険予防措置

(1)・(2) (略)
(3) 妊娠中の女性及び年少者には、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では、作業をさせないこと。
(4) (略)

第3節 斜面での構造物設置工事

1. 人力掘削工

(1) 作業主任者の選任
高さ2.0m以上の削掘作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。
(2) 掘削面の勾配
掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお、土留・支保工を必要とする掘削深さについては、第6章第2節に準ずること。ただし、特に地質が悪い地山では、更に緩やかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5 m未満	90°
	5 m以上	75°

安衛法 62
(削る。)

安衛則 361
(削る。)

安衛則 358
(削る。)

安衛則 518, 519

女労基則 2
年少則 8

安衛則 359, 360

安衛則 356, 357

(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。
(5) 高所の作業においては未熟者、高齢者の配置は避けること。

7. 監視員の配置等

(1)・(2) (略)
(3) 擁壁類が計画されているのり面では、掘削面の勾配が急勾配となるので、擁壁等の施工中の地山の点検等、安全管理を十分に行うこと。

8. 崩壊防止計画

(1) 掘削に伴い、土止・支保工を必要とする場合は、第6章第2節に準ずること。
(2) (略)

9. 掘削中の措置

(1) 掘削に伴い崩壊のおそれがあるときは、土止・支保工を行うか、又は適正な勾配をつけること。
(2) (略)

10. 点検

次の場合は、すみやかに点検を行い、安全を確認した後に作業を再開すること。
① 中震以上の地震が発生したとき。
②・③ (略)

第2節 法切工

1. 切土のり面の安全対策

(1) (略)
(2) 降雨後は地山が崩壊しやすいので、流水、き裂等ののり面の変化に特に注意すること。
(3) (略)
(4) 掘削面は十分な勾配とすること。
(5) 墜落のおそれのある人力のり面整形作業等では、親綱を設置し、安全帯を使用させること。その際、親綱の上方のり面との接触による土砂等の崩壊等が生じないように配慮すること。

2. 落石等に対する危険予防措置

(1)・(2) (略)
(3) 妊娠中の女性及び満18歳に満たない者には、のり尻付近等の土砂崩壊のおそれのある箇所では、作業をさせないこと。
(4) (略)

第3節 斜面での構造物設置工事

1. 人力掘削工

(1) 作業主任者の選任
高さ2.0m以上の削掘作業は、技能講習を修了した作業主任者を選任し、その者の指揮により行うこと。
(2) 掘削面の勾配
掘削面の勾配は、次表に掲げる土質ごとの掘削高さに応じた安全な勾配以下とすること。なお、土止・支保工を必要とする掘削深さについては、第6章第2節に準ずること。ただし、特に地質が悪い地山では、更にゆるやかな勾配とすること。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5 m未満	90°
	5 m以上	75°

安衛法 62
安衛法 62

(新設)
安衛則 361

(新設)
安衛則 358

安衛則 518, 519

女性則 2
年少則 8

安衛則 359

安衛則 356, 357

その他	2 m未満	90°
	2 m以上 5m未満	75°
	5 m以上	60°
砂	掘削面の勾配 35° 以下又は高さ 5m未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m未満	

(3) ~ (5) (略)

2. 機械掘削工

(1) 作業主任者の選任

高さ 2.0m 以上の掘削作業は、技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

(2) (略)

(3) 機械掘削作業における留意事項

① 作業範囲付近の他の労働者の位置に絶えず注意し、互いに連絡をとり、作業範囲内に労働者を入れないこと。

②~⑨ (略)

(4) 大型重機械に関する留意事項

①・② (略)

③ 労働者 と他の機械類とが競合して作業することが多いので、使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。

(5) 削岩機使用での作業

① 削岩機は、作業前によく点検してから使うこと。

② (略)

③ 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じてロープを付けておくこと。また、削岩機のオペレータは、要求性能墜落制止用器具を使用すること。

④~⑦ (略)

(6) 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

①~④ (略)

⑤ 掘削機械、運転車両が他の労働者と混在して作業を行う場所

⑥ (略)

第 14 章 橋梁工事 (架設工事)

第 1 節 一般事項

1. (略)

2. 工事内容の把握

第 6 章第 1 節 1 及び 2 に準ずること。

3.・4. (略)

5. 仮設構造物に係る計測

(1) 作業段階毎に計測管理項目 (変位、倒れ、反力など) とその管理基準値の設定、計測頻度とその記録方法、計測値が管理基準値を超過した場合の対処方法などについて事前に計画すること。

(2)・(3) (略)

6. (略)

第 2 節 鋼橋、木橋架設設備

1. (略)

2. クレーン等重量物取扱い機械

安衛則 359, 360

安衛則 158

安衛則 642 の 3

安衛則 157, 158

鋼橋架設工事の事故防止対策 (追補版) 等

その他	2 m未満	90°
	2 m以上 5m未満	75°
	5 m以上	60°
砂	削面の勾配 35° 以下又は高さ 5m未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m未満	

(3) ~ (5) (略)

2. 機械掘削工

(1) 作業主任者の選任

技能講習を修了した作業主任者の指揮により作業を行うこと。

(2) (略)

(3) 機械掘削作業における留意事項

① 作業範囲付近の他の作業員の位置に絶えず注意し、互いに連絡をとり、作業範囲内に作業員を入れないこと。

②~⑨ (略)

(4) 大型重機械に関する留意事項

①・② (略)

③ 作業員 と他の機械類とが競合して作業することが多いので使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。

(5) さく岩機使用での作業

① さく岩機は、作業前によく点検してから使うこと。

② (略)

③ 斜面で作業するときは、機械を落とさないように必要に応じてロープを付けておくこと。また、さく岩機のオペレータは、安全帯を使用すること。

④~⑦ (略)

(6) 誘導員の配置

次のような場所で機械を運転するときは、誘導員を配置すること。

①~④ (略)

⑤ 掘削機械、運転車両が他の作業員と混在して作業を行う場所

⑥ (略)

第 14 章 橋梁工事 (架設工事)

第 1 節 一般事項

1. (略)

2. 工事内容の把握

第 6 章第 1 節 1、2 に準ずること。

3.・4. (略)

5. 仮設構造物に係る計測

(1) 作業段階毎に計測管理項目 (変位、倒れ、反力など) とその管理基準値の設定、計測頻度とその記録方法、計測値が管理基準値を超過した場合の対処方法などについて事前に計画すること。

(2)・(3) (略)

6. (略)

第 2 節 鋼橋、木橋架設設備

1. (略)

2. クレーン等重量物取扱い機械

安衛則 359

安衛則 158

安衛則 642 の 3

安衛則 157, 158

鋼橋架設工事の事故防止対策等

<p>(1) (略)</p> <p>(2) クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し、<u>労働者</u>全員に、周知徹底させること。</p> <p>3. ～10. (略)</p> <p>第3節 鋼橋、木橋架設作業</p> <p>1. (略)</p> <p><u>2. 架設時の安全対策（基本方針）</u></p> <p><u>(1) 架設時に道路利用者に被害が及ばないよう通行規制を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 横取り、降下作業時の桁下の道路利用者等への安全対策を行うこと。</u></p> <p><u>3. 作業手順書</u></p> <p><u>(1) 作業手順書は実際の架設方法・手順を反映すること。</u></p> <p><u>(2) 各作業ステップの作業手順や管理項目が労働者の中で共有され、遵守されるようにすること。</u></p> <p><u>4. 指揮・命令系統の明確化</u></p> <p>(1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・<u>労働者</u>の役割及び人員配置を明確にすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>5. (略)</u></p> <p><u>6. クレーン作業</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) クレーン作業において、橋部材など巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に<u>労働者</u>を立入らせないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>7. (略)</u></p> <p><u>8. 地組立作業</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物の水平度、鉛直度を確認する建入れ直しは、建方精度の計測とひずみ修正の繰り返しである<u>ため</u>、十分な安全対策と連携をとりながら実施すること。</p> <p><u>9. (略) (略)</u></p> <p><u>10. 溶接・塗装等作業</u></p> <p><u>(1) 箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ労働者に呼吸用保護具を使用させること。</u></p> <p><u>(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。</u></p> <p><u>11. (略)</u></p> <p><u>12. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査</u></p>	<p>クレーン則 24 の 2</p> <p><u>国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策 (R5.9.22)</u></p> <p><u>国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策 (R5.9.22)</u></p> <p>安衛則 517 の 8, <u>517 の 9</u></p> <p>有機則 5,9 粉じん則 27</p> <p><u>厚生労働省通達 基安化発 1222 第 2 号 (R3.12.22)</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) クレーン等重量物取扱い機械には能力などを表示し、<u>作業員</u>全員に、周知徹底させること。</p> <p>3. ～10. (略)</p> <p>第3節 鋼橋、木橋架設作業</p> <p>1. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 指揮・命令系統の明確化</p> <p>(1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・<u>作業員</u>の役割及び人員配置を明確にすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>3. (略)</u></p> <p><u>4. クレーン作業</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) クレーン作業において、橋部材など巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に<u>作業員</u>を立入らせないこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>5. (略)</u></p> <p><u>6. 地組立作業</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物の水平度、鉛直度を確認する建入れ直しは、建方精度の計測とひずみ修正の繰り返しである<u>ため</u>、十分な安全対策と連携をとりながら実施すること。</p> <p><u>7. (略)</u></p> <p><u>8. 箱桁・鋼橋脚等の内部の換気</u></p> <p>箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ<u>作業員</u>に呼吸用保護具を使用させること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>9. (略)</u></p> <p><u>10. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査</u></p>	<p>クレーン則 24 の 2</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>安衛則 517 の 8 <u>安衛則 517 の 9</u></p> <p>有機則 5,9 粉じん則 27</p> <p>(新設)</p>
---	--	---	--

<p>(1) 受架台等の基礎形式は、地盤に関する調査結果に応じて、敷き鉄板、コンクリート基礎、地盤改良、杭基礎等、適切な工法を選定し、基礎部分の予期せぬ沈下や受架台等の傾斜・捻れ等を防止すること。</p> <p>(2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ<u>おそれ</u>のある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。</p> <p>(3) 橋桁の支持位置（載荷位置）は、<u>受架台等の重心位置から偏心させないよう設計・施工</u>することを基本とし、<u>転倒に対する安全性照査</u>を行うこと。現地施工条件により、偏心が回避出来ない場合には、偏心によるモーメントを考慮し転倒に対する安全性照査を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>鋼橋架設工事の事故防止対策 <u>(追補版)</u> 等</p>	<p>(1) 受架台等の基礎形式は、地盤に関する調査結果に応じて、敷き鉄板、コンクリート基礎、地盤改良、杭基礎等、適切な工法を選定し、基礎部分の予期せぬ沈下や受架台等の傾斜・捻れ等を防止すること。</p> <p>(2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ<u>恐れ</u>のある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。</p> <p>(3) 橋桁の支持位置（載荷位置）は受架台等の重心位置から偏心させないよう設計・施工することを基本とし転倒に対する安全性照査を行うこと。現地施工条件により、偏心が回避出来ない場合には、偏心によるモーメントを考慮し転倒に対する安全性照査を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>鋼橋架設工事の事故防止対策 等</p>
<p>13. (略)</p>		<p>11. (略)</p>	
<p>14. <u>降下作業に関する安全対策</u></p> <p>(1) <u>降下作業時の架台の安全対策は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>偏心や傾斜による荷重が作用することも想定し、堅固かつ安定となるように必要な対策を行うこと。</u></p> <p>② <u>橋桁製作に先立ち、架設中の資機材設置位置・方法や作業工程を検討し、必要に応じて橋桁製作に反映すること。</u></p> <p>(2) <u>既設桁と橋桁の位置合わせ等のために鉛直方向と水平方向を調整する装置を用いる場合の安全対策は以下のとおりとする。</u></p> <p>① <u>支点位置での変位量や反力を管理し、不安定な状態にしないように、鉛直、水平反力の不均等や傾斜を考慮した調整方法や監視方法とすること。</u></p> <p>② <u>複数の調整装置を同時に用いる場合は、橋桁や架台が不安定にならないように適切な連携が図られるようにすること。</u></p>	<p><u>国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策 (R5.9.22)</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>15. <u>セッティングビーム使用時の安全対策</u></p> <p>(1) <u>接合方法の設計に当たっては、吊り材の様に工事の安全上重要な部位の場合、道路橋示方書の規定に従うなど、耐荷力機構が明らかで信頼性の明らかな接合方法を用いることを基本とすること。</u></p> <p>(2) <u>橋桁と圧縮点架台並びにセッティングビームと圧縮点架台は相互に固定するなど、荷重の不均等や偏心が生じたとしても圧縮点架台が容易に外れないように固定すること。</u></p>	<p><u>国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策 (R5.9.22)</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>16. <u>計測管理</u></p> <p>(1) <u>架設中は、作業の進捗ごとに反力の状態が変化するため、作業ごとに橋桁、セッティングビーム、サンドルなどの位置、形状や、ジャッキ反力などの管理値を設定すること。また、計画どおりの架設となっているか、計画の前提・仮定のとおり挙動になっているかを、適切な計測・監視・管理を行い、記録を残すこと。なお、記録の保全是、工事完了までを基本とする。</u></p> <p>(2) <u>記録方法は事前に設定するとともに、計測結果が管理値を超えた場合の対策方法についてもあらかじめ設定すること。</u></p>	<p><u>国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策 (R5.9.22)</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>17. <u>ジャッキの設置及び降下作業</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ジャッキを使用するときは、<u>桁</u>両端を同時におろさないこと。</p> <p>(4) 多橋脚上で橋<u>桁</u>の降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。</p> <p>(5) (略)</p>		<p>12. <u>ジャッキの設置及び降下作業</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) ジャッキを使用するときは、<u>けた</u>両端を同時におろさないこと。</p> <p>(4) 多橋脚上で橋<u>げた</u>の降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。</p> <p>(5) (略)</p>	
<p>18. (略)</p>		<p>13. (略)</p>	
<p>19. (略)</p>		<p>14. (略)</p>	
<p>20. (略)</p>		<p>15. (略)</p>	

21. (略)

22. (略)

23. (略)

24. (略)

第4節 PC橋架設設備

1. (略)

2. ジャッキ、ジャッキ受けブラケット、ボルト

(1) (略)

(2) ジャッキ受けブラケットの取付位置の決定に当たっては、桁の重心を考慮すること。

(3) ジャッキは、荷重に対して十分な容量を有すること。

(4) ジャッキ据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。

3.・4. (略)

第5節 PC橋架設作業

1. 軌条の据え付け

(1) レールゲージは、適切なものを選定し、レールを支持するまくら木等は所定の間隔に配置すること。

(2)・(3) (略)

2. PC桁の仮置き及び運搬

(1) PC桁は指定された場所に、架設順序に従って、堅固な敷木上に正しく仮置きすること。

(2) 特に重心の高いPC桁などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。

(3) (略)

3. PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては、特にI桁については仮置中、横締又は連結するまでの間は、転倒防止策を講じること。

4. クレーン等の設置時のチェック

移動式クレーンを既設桁上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

5.・6. (略)

7. ジャッキによるこう上・降下作業

(1) 橋桁の両端を同時にこう上・降下させないこと。

(2) PC桁のこう上・降下中は、桁下面に密着して追パッキンをする事。

第15章 山岳トンネル工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、トンネル工事のうち、NATM工法によるトンネル工事及び在来工法によるトンネル工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第6章第1節1及び2に準ずること。

16. (略)

17. (略)

18. (略)

19. (略)

第4節 PC橋架設設備

1. (略)

2. ジャッキ、ジャッキ受けブラケット、ボルト

(1) (略)

(2) ジャッキ受けブラケットの取付位置の決定にあたっては、桁の重心を考慮すること。

(3) ジャッキは、荷重に対して十分な容量を有すること。

(4) ジャッキ据付箇所は荷重に対して十分な耐力を有すること。

3.・4. (略)

第5節 PC橋架設作業

1. 軌条の据え付け

(1) レールゲージは、適切なものを選定しレールを支持するまくら木等は所定の間隔に配置すること。

(2)・(3) (略)

2. PC桁の仮置き及び運搬

(1) PC桁は指定された場所に、架設順序に従って、堅固な敷木上に正しく仮置きすること。

(2) 特に重心の高いPC桁などの取扱いでは、転倒防止の措置を講じること。

(3) (略)

3. PC桁の転倒防止

PC桁の架設においては、特にI桁については仮置中、横締又は連結するまでの間は、転倒防止策を講じること。

4. クレーン等の設置時のチェック

移動式クレーンを既設けた上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。

5.・6. (略)

7. ジャッキによるこう上・こう下作業

(1) 橋桁の両端を同時にこう上・こう下させないこと。

(2) PC桁のこう上・こう下中は、桁下面に密着して追パッキンをする事。

第15章 山岳トンネル工事

第1節 一般事項

1. 適用

本章は、トンネル工事のうち、NATM工法及び矢板工法によるトンネル工事に適用する。

2. 工事内容の把握

第6章第1節1、2に準ずること。

安衛則 197, 200

安衛則 197, 200

<p>3. (略)</p> <p>4. 事前調査における留意事項</p> <p>(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。そのため、山岳トンネル工事を行うに当たって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険を防止するため、次の事項について、地表面の現地踏査、ボーリング、弾性波探査等、適切な方法により事前調査をし、その結果を整理、記録しておくこと。 ①岩、②地山の状態（岩質、水・地下水による影響、不連続面の間隔等）、③ボーリングコアの状態、④弾性波速度、⑤地山強度比、⑥可燃性ガス、有害ガス等の有無および状態</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第7節に準ずること。</p> <p>5. 施工計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有毒ガス、可燃性ガス、地熱、酸素欠乏、防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め、遵守事項は安全教育等により全労働者に周知を図ること。</p> <p>(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。 ①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>6. 資格者の選任</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 事業者は、ずい道等の掘削等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定結果を踏まえた掘削等の作業方法、換気方法の決定、呼吸用保護具の選択、試料採取機器の設置の指揮、呼吸用保護具の機能の点検、不良品の除外、使用状況の監視を行わせること。</u></p> <p><u>(3) 1000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。</u></p> <p><u>(4) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法等に関する指導、呼吸用保護具の保守管理を行う「保護具着用管理責任者」を、作業場ごとに、衛生管理者、作業主任等の労働衛生に関する知識、経験を有する者から指名し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。</u></p> <p>7. 年少者の作業の禁止及び女性の就業制限</p> <p>(1) 満18歳未満の者には、坑内の作業をさせないこと。</p> <p>(2) 妊婦中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を申し出た産後1年を経過しない女性は、坑内の作業に就かせないこと。また、上記以外の女性を坑内の作業に従事させる場合は、有害な作業に就かせないこと。</p> <p>8. 山岳トンネル工事における現場管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。また、切羽における作業はできる限り機械等で行うようにすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>安衛則 379 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u></p> <p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u></p> <p><u>厚生労働省通達基発 0720 第 2 号 (R2.7.20)</u> 安衛則 24 の 7</p> <p>厚生労働省通達基発第 0226006 号 (H17.2.7)</p> <p>(削る。) <u>労基法 63</u> <u>労基法 64 の 2</u></p> <p>山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u> 安衛則 151 の 3, 155, 190</p>	<p>3. (略)</p> <p>4. 事前調査における留意事項</p> <p>(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。そのため、山岳トンネル工事を行うに当たって、落盤、異常出水、ガス爆発等による危険を防止するため、次の事項について、地表面の現地踏査、ボーリング、弾性波探査等、適切な方法により事前調査をし、その結果を整理、記録しておくこと。 ①岩、②地山の状態（岩質、水・地下水による影響、不連続面の間隔等）、③ボーリングコアの状態、④弾性波速度、⑤地山強度比、⑥可燃性ガス、有害ガス等の有無および状態</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスに関する事項については、本章第6節に準ずること。</p> <p>5. 施工計画</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有毒ガス、可燃性ガス、地熱、酸素欠乏、防火等の対策及び緊急時対策等を含めた防災計画を定め、遵守事項は安全教育等により全作業員に周知を図ること。</p> <p>(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。 ①～④ (略)</p> <p>(4) ～ (6) (略)</p> <p>6. 資格者の選任</p> <p>(1) (略) (新設)</p> <p><u>(2) 1000m以上のトンネルでは、トンネル救護技術管理者を選任のうえ、救護措置の具体的な実施事項についての管理をさせること。</u></p> <p><u>(3) 呼吸用保護具の適正な着用、取扱い方法に関する指導、呼吸用保護具の保守管理及び廃棄を行う「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者の資格を有する者、その他労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任し、呼吸用保護具の適正な使用の徹底を図ること。</u></p> <p>7. 年少者の作業の禁止及び女性の就業制限</p> <p>(1) 満18歳未満の者には、坑内の作業をさせないこと。</p> <p>(2) 妊婦中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を申し出た産後1年を経過しない女性は、坑内の作業に就かせないこと。また、上記以外の女性を坑内の作業に従事させる場合は、有害な作業に就かせないこと。</p> <p>8. 山岳トンネル工事における現場管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。また切羽における作業はできる限り機械等で行うようにすること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>安衛則 379 山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン</p> <p>山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン</p> <p>(新設)</p> <p>安衛則 24 の 7</p> <p>厚生労働省通達基発第 0226006 号 (H17.2.7)</p> <p><u>労基法 63, 64 の 2</u> (新設) (新設)</p> <p>山岳トンネル工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン 安衛則 151 の 3, 155, 190</p>
--	---	---	--

<p>(5) 非常時に<u>労働者</u>を退避させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係<u>労働者</u>に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難及び消火の訓練を行うこと。</p>	<p>安衛則 389 の 10, 389 の 11</p>	<p>(5) 非常時に<u>作業員</u>を退避させるため、必要な避難用具を適当な場所に備え、関係<u>作業員</u>に、その備え場所及び使用方法を周知させるとともに、定められた時期に避難及び消火の訓練を行うこと。</p>	<p>安衛則 389 の 10, 389 の 11</p>
<p>(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、<u>労働者</u>の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。<u>また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。</u></p>	<p>安衛則 43, 44, 45 じん肺法 7, 8, 9</p>	<p>(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、<u>作業員</u>の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。</p>	<p>安衛則 43, 44, 45 じん肺法 7, 8, 9</p>
<p>【参考：建災防】 https://www.kensai.bou.or.jp/support/tunnel_system_info/index.html</p>			
<p>9. 救護の設備及び避難訓練</p>		<p>9. 救護の設備及び避難訓練</p>	
<p>(1) 坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全上必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの<u>労働者</u>数を表示しておくこと。</p>	<p>安衛則 24 の 5, 24 の 6</p>	<p>(1) 坑口には、入坑者の心得、坑内作業状況、その他安全上必要な掲示を行い、作業担当責任者の名札を掲示しそれぞれの<u>作業員</u>数を表示しておくこと。</p>	<p>安衛則 24 の 5, 24 の 6</p>
<p>(2) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>	
<p>(3) 非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全<u>労働者</u>に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録すること。</p>	<p>安衛則 389 の 11, 642, 642 の 2</p>	<p>(3) 非常の場合に対処するため、あらかじめ合図、信号、警報等を定め、緊急連絡の方法、避難方法等を全<u>作業員</u>に周知させるとともに、規則に定める回数の訓練を行い、記録すること。</p>	<p>安衛則 389 の 11, 642, 642 の 2</p>
<p>10. 警報設備及び構造</p>		<p>10. 警報設備及び構造</p>	
<p>(1) 切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、関係<u>労働者</u>にこれをすみやかに知らせ、直ちに作業を中止し、<u>労働者</u>を安全な場所に退避させること。</p>	<p>安衛則 389 の 7, 389 の 8</p>	<p>(1) 切羽崩壊、出水、ガス爆発、火災その他労働災害発生の急迫した危険があるときは、関係<u>作業員</u>にこれをすみやかに知らせ、直ちに作業を中止し、<u>作業員</u>を安全な場所に退避させること。</p>	<p>安衛則 389 の 7, 389 の 8</p>
<p>(2) 危険を知らせる設備を、次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係<u>労働者</u>に周知させること。 ①・② (略)</p>	<p>安衛則 389 の 9</p>	<p>(2) 危険を知らせる設備を、次の各号の区分に応じ設け、その設置場所を関係<u>作業員</u>に周知させること。 ①・② (略)</p>	<p>安衛則 389 の 9</p>
<p>(3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。</p>	<p>安衛則 389 の 9</p>	<p>(3) 警報設備及び通話設備は、常に有効に作動するように保持し、その電源は予備電源を備えておくこと。</p>	<p>安衛則 389 の 9</p>
<p>11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制</p>		<p>11. 浸水のおそれのあるトンネルの緊急通報体制</p>	
<p>(1) 河川等の氾濫により、工事区域が浸水するおそれのあるときは、上流河川等の出水状況、仮締切の状況等を常に監視し、緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに、危険な状況が予想される場合は、速やかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は、直ちに<u>労働者</u>を避難させるとともに、隣接する他の工事とも情報交換を行い、工事の安全を確保すること。</p>		<p>(1) 河川等の氾濫により、工事区域が浸水するおそれのあるときは、上流河川等の出水状況、仮締切の状況等を常に監視し、緊急時の連絡体制に基づき情報連絡するとともに、危険な状況が予想される場合は、速やかに通報責任者に通報すること。通報を受けた場合は、直ちに<u>作業員</u>を避難させるとともに、隣接する他の工事とも情報交換を行い、工事の安全を確保すること。</p>	
<p>(2) ～ (4) (略)</p>		<p>(2) (略)</p>	
<p>第2節 仮設備</p>		<p>第2節 仮設備</p>	
<p>1. 安全通路</p>		<p>1. 安全通路</p>	
<p>(1) 通路は適度な照明を確保し、つまづき、滑り等のないように措置を講じること。また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。</p>	<p>安衛則 540, 541</p>	<p>(1) 通路は適度な照明を確保し、つまづき、滑り等のないように措置を講じること。また通路の位置を表示するなどして安全に通行できるように維持管理に努めること。</p>	<p>安衛則 540, 541</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>		<p>(2)・(3) (略)</p>	
<p>2. (略)</p>		<p>2. (略)</p>	
<p>3. 機械設備</p>		<p>3. 機械設備</p>	
<p>(1) 第3章、<u>第6章第7節1</u>に準ずること。</p>		<p>(1) 第3章に準ずること。</p>	
<p>(2)・(3) (略)</p>		<p>(2)・(3) (略)</p>	
<p>4. ～8. (略)</p>		<p>4. ～8. (略)</p>	
<p>第3節 作業環境保全</p>		<p>第3節 作業環境保全</p>	
<p>1. 坑内環境の改善</p>		<p>1. 坑内環境の改善</p>	
<p>(1) 坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除き、<u>労</u></p>	<p>安衛則 576</p>	<p>(1) 坑内作業は、粉じん及び騒音等の厳しい環境下での作業となるため、それらを取り除き、<u>作</u></p>	<p>安衛則 576</p>

<p><u>働者</u>が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。</p> <p>(2) <u>働者</u>が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合は、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置すること。</p> <p>① 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから<u>働者</u>が隔離されていること。</p> <p>② <u>働者</u>が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。</p> <p>2. 換気</p> <p>(1) 換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘定して必要な換気能力を<u>持ったものとする</u>こと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 騒音・振動対策</p> <p>(1) 削岩・せん孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる<u>働者</u>には、耳栓その他の保護具を着用させること。</p> <p>(2) 手持ち式<u>削岩機</u>、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>第4節 粉じん対策</p> <p>1. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（<u>動力及び発破を用いて行う掘削作業、動力を用いる鉤物等のずり積み作業、コンクリート等吹付作業、ロックボルトの取付け作業等</u>をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。</p>	<p>厚生労働省通達 <u>基発 0720 第 2 号</u> <u>(R2. 7. 20)</u></p> <p>安衛則 602</p> <p>安衛則 595～598</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 0710 第 2 号</u> <u>(H21. 7. 10)</u></p>	<p><u>業員</u>が安全かつ衛生的に作業できるように作業の方法及び機械・設備等の改善に努めること。</p> <p>(2) <u>作業員</u>が休憩の際、容易に坑外に出ることが困難な場合には、次に掲げる措置を講じた休憩室を設置することが望ましいこと。</p> <p>① 清浄な空気が室内に送気され、粉じんから<u>作業員</u>が隔離されていること。</p> <p>② <u>作業員</u>が作業衣等に付着した粉じんを除去することができる用具が備えられていること。</p> <p>2. 換気</p> <p>(1) 換気施設は、発破の後ガス・建設機械の排ガス・掘削作業等による発生粉じん等を勘定して必要な換気能力を<u>もったものとする</u>。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>5. 騒音・振動対策</p> <p>(1) 削岩・せん孔・ずり積み等著しい騒音を発する作業に携わる<u>作業員</u>には、耳栓その他の保護具を着用させること。</p> <p>(2) 手持ち式<u>さく岩機</u>、ピックハンマ等の振動工具を用いる場合は、防振装置（防振ゴム）が施されているものを使用し、かつ防振手袋を併用すること。</p> <p>6. (略)</p> <p>第4節 粉じん対策</p> <p>1. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) 坑内（たて坑を除く。）で粉じん作業（<u>掘削、ずり積み、ロックボルトの取付け、コンクリート等吹付け</u>をいう。以下同じ。）を実施するときは、粉じん対策に係る計画を策定すること。</p>	<p>厚生労働省通達 <u>基発第 768 号</u> <u>(H12. 12. 26)</u></p> <p>安衛則 602</p> <p>安衛則 595, 596, 597, 598 厚生労働省通達 <u>基発第 608 号</u> <u>(S50. 10. 20)</u></p>
<p>(2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。</p> <p>2. 粉じん発生源対策</p> <p>(1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること又<u>は</u>これと同等以上の措置を講じること。</p> <p>(2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、<u>近寄ることを禁止するとともに、近寄ってはならない旨を見やすい箇所に表示すること</u>。</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p> <p>(6) コンクリート等の吹付作業<u>で</u>は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>① 湿式型の<u>吹付</u>機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置（<u>エアレス吹付技術を含む。</u>）を講じること。</p> <p>② <u>吹付</u>コンクリートへの粉じん抑制剤（<u>粉体急結剤、液体急結剤</u>）の添加及びコンクリートの分割練混ぜの導入を図ること。</p> <p>③ <u>吹付</u>ノズルと<u>吹付</u>面との距離、<u>吹付</u>角度、<u>吹付</u>圧等に関する作業標準を定め、<u>働者</u>に当</p>	<p>厚生労働省通達 基発第 0226006 号 (H20. 2. 26)</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 1128 第 12 号</u> <u>(H26. 11. 28)</u></p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 0720 第 2 号</u> <u>(R2. 7. 20)</u></p> <p>粉じん則 1, 6 の 2, 6 の 3, 6 の 4</p> <p>厚生労働省通達 <u>基発 0720 第 2 号</u> <u>(R2. 7. 20)</u></p> <p>粉じん則 24 の 2</p>	<p>(2) 粉じん対策に係る計画は、粉じん濃度目標レベルの値、粉じんの発散を抑制するための粉じん発生源に係る措置、換気装置等（換気装置（風管及び換気ファン）及び集じん装置をいう。以下同じ。）による換気の実施等、換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定、防じんマスク等有効な呼吸用保護具の使用、労働衛生教育の実施、その他必要な事項を内容とすること。</p> <p>2. 粉じん発生源対策</p> <p>(1) せん孔を行う作業にあつては、くり粉を圧力水により孔から排出する湿式型の削岩機（発泡によりくり粉の発散を防止するものを含む。）を使用すること、<u>又</u>これと同等以上の措置を講じること。</p> <p>(2) 発破を行う作業にあつては、発破後、粉じんが換気により希釈され、粉じん濃度が低減されるまで、<u>立ち入らないこと</u>。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(6) コンクリートの吹付けを行う作業にあつては、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>① 湿式型の<u>吹付け</u>機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置を講じること。</p> <p>② 必要に応じ、<u>コンクリートの原材料</u>に粉じん抑制剤等を入れること。</p> <p>③ <u>吹付け</u>ノズルと<u>吹付け</u>面との距離、<u>吹付け</u>角度、<u>吹付け</u>圧等に関する作業標準を定め、<u>作業</u></p>	<p>厚生労働省通達 <u>基発第 768 号</u> <u>(H12. 12. 26)</u></p> <p>厚生労働省通達 基発第 0226006 号 (H20. 2. 26) (新設)</p> <p>粉じん則 1 <u>粉じん則 6 の 2, 6 の 3, 6 の 4</u></p> <p>厚生労働省通達 <u>基発第 768 号</u> <u>(H12. 12. 26)</u></p> <p>粉じん則 24 の 2</p>

該作業標準に従って作業させること。

④ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。

- (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミクストコンクリート車等外部から坑内に入って来る車両については、排気ガスの排出を抑制する運転に努めること。
- (8) エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。
- (9) たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。
- (10) 車両系機械の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。
 - ①～④ (略)

3. 換気

- (1) 換気装置等の計画に当たっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。
- (2) 換気装置による換気の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。
 - ①～③ (略)
 - ④ 換気装置の送気量及び排気量のバランスが適正であること。
 - ⑤・⑥ (略)
 - ⑦ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとすること。
- (3) 事業者は、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。
 - ① 集じん装置は、トンネル等の規模を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。
 - ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。また、局所集じん機の導入を図ること。
 - ③ (略)
- (4) (略)

4. 粉じん濃度等の測定及び評価

- (1) 粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）について、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。
- (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。
 - ① (略)
 - ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定値を算術平均して求めること。
- (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加のほか、より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等、作業環境を改善するための必要な措置を講じること。
- (4) 空気中の粉じん濃度等の測定等を行ったときは、その都度、定められた事項を記録して、これを7年間保存すること。記録した事項は、朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見

厚生労働省通達
基発第 0226006 号
(H20. 2. 26)
厚生労働省通達
基発 1128 第 12 号
(H26. 11. 28)
厚生労働省通達
基発 0720 第 2 号
(R2. 7. 20)

厚生労働省通達
基発 0720 第 2 号
(R2. 7. 20)

粉じん則 6 の 3

粉じん則 6 の 4

員に当該作業標準に従って作業させること。

(新設)

- (7) 坑内で常時使用する建設機械については、排出ガスの黒煙を浄化する装置を装着した機械を使用することに努めること。なお、レディミクストコンクリート車等外部から坑内に入って来る車両については、排気ガスの排出を抑制する運転方法に努めること。
- (8) 必要に応じ、エアカーテン等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に発散しないようにするための方法の採用に努めること。
- (9) たい積粉じんの発散を防止するため、坑内に設置した機械設備、電気設備等にたい積した粉じんを定期的に清掃すること。
- (10) 建設機械等の走行によるたい積粉じんの発散を少なくするため、次の事項の実施に努めること。
 - ①～④ (略)

3. 換気

- (1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは $3\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $3\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。
- (2) 換気装置による換気の実施にあたっては、次に掲げる事項に留意し、換気を行うこと。
 - ①～③ (略)
 - ④ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。
 - ⑤・⑥ (略)
 - ⑦ 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ穏やかな曲がりとすること。
- (3) 集じん装置による集じんの実施にあたっては、次に掲げる事項に留意すること。
 - ① 集じん装置は、トンネル等の規模を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを正常化する処理能力を有しているものであること。
 - ② 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口の位置を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。
 - ③ (略)
- (4) (略)

4. 粉じん濃度等の測定及び評価

- (1) 換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた測定方法に従って測定を行うこと。
- (2) 空気中の粉じん濃度の測定を行ったときは、その都度、速やかに、次により当該測定の結果の評価を行うこと。
 - ① (略)
 - ② 空気中の粉じん濃度の測定結果の評価値は、各測定点における測定値を算術平均して求めること。
- (3) 空気中の粉じん濃度の測定を行い、評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合には、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき換気装置の風量の増加、作業工程又は作業方法の改善等作業環境を改善するための必要な措置を講じること。
- (4) 空気中の粉じん濃度の測定及び測定結果の評価を行ったときは、その都度、定められた事項を記録し、これを7年間保存すること。なお、粉じん濃度等の測定結果については、関係作業

厚生労働省通達
基発第 768 号
(H12. 12. 26)
厚生労働省通達
基発第 0226006 号
(H20. 2. 26)
(新設)

厚生労働省通達
基発第 768 号
(H12. 12. 26)

粉じん則 6 の 3

粉じん則 6 の 4

<p><u>やすい場所に掲示し、又は備え付ける等定められた方法により、労働者に周知させること。</u></p> <p>5. 呼吸用保護具</p> <p>(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、<u>坑内作業場で</u>従事するすべての<u>労働者</u>に防じんマスク、<u>防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの</u>等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び<u>粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの</u>を使用させること。</p> <p>(2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、<u>粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの</u>を使用させること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 呼吸用保護具を使用する際には、<u>労働者</u>に顔面への密着性について確認させること。</p> <p>(5) 呼吸用保護具については、同時に就業する<u>労働者</u>の人数と同数以上<u>を</u>備え、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>6. 教育</p> <p>(1) 坑内の特定粉じん作業に従事する<u>労働者</u>に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する<u>労働者</u>についても、特別教育に準じた教育を実施すること。</p> <p>(2) 坑内の作業に従事する<u>労働者</u>に対し、<u>呼吸用保護具の適切な選択及び</u>使用に関する教育を行うこと。</p> <p>第5節 爆発・火災防止</p> <p>1. 防火対策</p> <p>(1) <u>第2章第8節に準ずること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6節 避難・救護措置</p> <p>1. 避難・救護</p> <p>(1) 必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯照明器具等<u>を</u>機械器具を備え付け、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 負傷者の手当てに必要な救急用具及び器材を備え、その備付け場所及び使用方法を周知させ、常時<u>有効かつ</u>清潔に保持すること。</p> <p>2. 警報設備、通話装置、避難用器具</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常時の場合に<u>労働者</u>を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具、呼吸用保護器具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>3. 救護及び<u>避難</u>の訓練</p> <p>救護に関する必要な機械器具等の使用方法、救護処置等についての訓練及び避難と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。</p> <p>4. 緊急時の対策</p> <p>(1) 緊急時に備え、標識、警報、避難及び消火の方法等について定め、工事関係者に周知させる</p>	<p>厚生労働省通達 基発 0720 第 2 号 (R2. 7. 20)</p> <p>粉じん則 27</p> <p>厚生労働省通達 基発 0720 第 2 号 (R2. 7. 20)</p> <p>粉じん則 22</p> <p>安衛則 24 の 3</p> <p>安衛則 <u>24 の 3</u>, 633</p> <p>安衛則 389 の 10</p> <p>安衛則 24 の 4, 389 の 11</p> <p>安衛則 640, 642</p>	<p><u>員が閲覧できるようにしておくことが望ましいこと。</u></p> <p>5. 呼吸用保護具</p> <p>(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内の作業に従事するすべての<u>作業員</u>に防じんマスク、<u>電動ファン付き呼吸用保護具等</u>有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び強度を考慮し、呼吸用保護具の重量、吸排気抵抗が当該作業に適したものを<u>選択</u>すること。</p> <p>(2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は<u>電動ファン付呼吸用保護具</u>を使用させること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 呼吸用保護具を使用する際には、<u>作業員</u>に顔面への密着性について確認させること。</p> <p>(5) 呼吸用保護具については、同時に就業する<u>作業員</u>の人数と同数以上<u>に</u>備え、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>6. 教育</p> <p>(1) 坑内の特定粉じん作業に従事する<u>作業員</u>に対し、粉じん障害防止規則に基づく特別教育を行うこと。これら労働衛生教育を行ったときは、受講者の記録を作成し、3年間保存すること。なお、特定粉じん作業以外の粉じん作業に従事する<u>作業員</u>についても、特別教育に準じた教育を実施すること。</p> <p>(2) 坑内の作業に従事する<u>作業員</u>に対し、<u>防じんマスクの適正な使用</u>に関する教育を行うこと。</p> <p>第5節 爆発・火災防止</p> <p>防火対策 (新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第6節 避難・救護措置</p> <p>1. 避難・救護</p> <p>(1) 必要に応じて、空気呼吸器、有害ガス等の濃度測定器具、懐中電灯等の携帯照明器具等<u>を</u>機械器具を備え付け、常時有効<u>に</u>かつ清潔に保持すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 負傷者の手当てに必要な救急用具及び器材を備え、その備付け場所及び使用方法を周知させ、常時、<u>清潔</u>に保持すること。</p> <p>2. 警報設備、通話装置、避難用器具</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常時の場合に<u>作業員</u>を避難させるため、必要に応じて坑内の適当な箇所に携帯用照明器具、呼吸用保護器具等を必要数備え、備付け場所と使用方法とを周知させるとともに、常時有効かつ清潔に保持すること。</p> <p>3. 救護及び<u>非難</u>の訓練</p> <p>救護に関する必要な機械器具等の使用方法、救護処置等についての訓練及び避難と消火のための必要な訓練等を行い、記録すること。</p> <p>4. 緊急時の対策</p> <p>(1) 緊急時に備え、標識、警報、避難及び消火の方法等について定め、工事関係者に周知させる</p>	<p>厚生労働省通達 基発第 768 号 (H12. 12. 26)</p> <p>粉じん則 27</p> <p>厚生労働省通達 基発第 768 号 (H12. 12. 26)</p> <p>粉じん則 22</p> <p>安衛則 24 の 3</p> <p>安衛則 633, <u>634</u></p> <p>安衛則 389 の 10</p> <p>安衛則 24 の 4, 389 の 11</p> <p>安衛則 640, 642</p>
--	---	---	--

<p>こと。また、訓練を実施すること。</p> <p>(2) 落盤、出水等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所に避難させること。</p> <p>(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。</p> <p>(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに警報を発し、連絡通報を行うこと。</p>	<p>安衛則 389 の 7 安衛則 24 の 6</p>	<p>こと。また、訓練を実施すること。</p> <p>(2) 落盤、出水等による急迫した危険があるときは、直ちに安全な場所に避難させること。</p> <p>(3) 坑口には、トンネル内で作業を行う者の人数及び氏名を常時確認できる措置を講じること。</p> <p>(4) 火災が発生したときは、直ちに初期消火に努めるとともに、直ちに警報を発し、連絡通報を行うこと。</p>	<p>安衛則 389 の 7 安衛則 24 の 6</p>
<p>第 7 節 可燃性ガス対策</p> <p>1. 事前調査における留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性がある地層、<u>背斜及び</u>断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 工事中の調査・観察</p> <p>(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性がある地層を掘削する場合には、地質構造の変化を的確に把握し、可燃性ガスの予知に役立てるため、毎日切羽の地質状況を観察し、可燃性ガスの有無を調査し記録すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、<u>震度 4</u> 以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたととき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) 可燃性ガスの発生のおそれがあるときは、引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4.・5. (略)</p>	<p>安衛則 382 の 2</p>	<p>第 7 節 可燃性ガス対策</p> <p>1. 事前調査における留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性がある地層ならびに<u>傾斜、断層</u>など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2. 工事中の調査・観察</p> <p>(1) 可燃性ガスの発生を伴う可能性がある地層を掘削する場合には、地質構造の変化を的確に把握し、可燃性ガスの予知に役立てるため、毎日切羽の地質状況を観察し、可燃性ガスの有無を調査し記録すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスが発生するおそれのあるときは、爆発・火災防止のため、可燃性ガスの濃度を測定する責任者を指名し、毎日作業を開始する前、<u>中震</u>以上の地震の後及び可燃性ガスに関し異常を認めたととき、可燃性ガスの濃度を測定し、その結果を記録し保存すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3. 施工計画における留意事項</p> <p>(1) 可燃性ガスの発生のおそれがあるときは、引火による爆発・火災防止計画及び避難・救護等の措置を検討したうえで施工計画を立案すること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4.・5. (略)</p>	<p>安衛則 382 の 2</p>
<p>6. 警報装置</p> <p>(1) ガス爆発等の非常の場合に、関係<u>労働者</u>に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限界値の 30% を超えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>安衛則 389 の 9 安衛則 389 の 3</p>	<p>6. 警報装置</p> <p>(1) ガス爆発等の非常の場合に、関係<u>作業員</u>に速やかに知らせるために、次の警報装置等を設置し、周知させること。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) 坑内に可燃性ガスが常時検知される場合には、切羽及び坑内の必要な場所及び間隔で定置式可燃性ガス自動警報器を設置し、定置式可燃性ガス自動警報器の指示が爆発下限界値の 30% を超えた場合は、自動的に電源を遮断する装置を設けること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>安衛則 389 の 9 安衛則 389 の 3</p>
<p>7. 火源対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなどの発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>安衛則 389</p>	<p>7. 火源対策</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 可燃性ガスの存在する坑内は禁煙とし、マッチ、ライターなどの発火源となるものは坑内に持ち込みを禁止し、かつ出入口付近に掲示すること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>安衛則 389, 389 の 4</p>
<p>8. 緊急の措置</p> <p>(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の 30% 以上（メタンガスの場合 1.5% 以上）であることを認めたとときは、直ちに<u>労働者</u>の坑内への立入を禁止し、安全な場所に避難させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>安衛則 389 の 8</p>	<p>8. 緊急の措置</p> <p>(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の 30% 以上（メタンガスの場合 1.5% 以上）であることを認めたとときは、直ちに<u>作業員</u>の坑内への立入を禁止し、安全な場所に避難させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風換気を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>安衛則 389 の 8</p>
<p>9. 避難用器具</p> <p>(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携行さ</p>	<p><u>安衛則 389 の 10</u> (削る。)</p>	<p>9. 避難用器具</p> <p>(1) 自動電源遮断装置を設けた場合は停電に対処するため、入坑者には携帯用安全電灯を携行さ</p>	<p>(新設) <u>安衛則 389 の 10</u></p>

<p>せること。</p> <p>(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等の救命用具を備えること。</p> <p>10. 教育及び救護の措置 非常時における連絡、避難要領を定め、労働者に周知させるとともに、避難訓練を定められた回数実施し、記録すること。また、災害時における救護組織を設置すること。</p> <p>第8節 掘削工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 肌落ち防止計画の実施および変更 事業者は、第15章第1節5施工計画で作成した肌落ち防止計画に基づき、一連の作業を適切に実施すること。また、同計画の適否を確認し、必要であれば同計画を変更するため、次の事項を実施すること。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. 切羽監視責任者の選任等 (1)・(2) (略)</p> <p>4. 坑内掘削 (1) 毎作業日と震度4以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧水等の状況を点検させること。 (2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われている所には関係者以外の立入りを禁止すること。 (3)・(4) (略) (5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。 ① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具（バックプロテクター等）、安全靴（長靴）、必要に応じて防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの等を着用させること。 ② 作業を行う場所について、照明施設を設置する等により必要な照度を保持すること。切羽における作業では、150ルクス以上が望まれること。</p> <p>5. (略)</p> <p>第9節 運搬工</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 機関車によるずり運搬作業 (1)・(2) (略) (3) 後押し運転を行うときに、労働者の出入りがある場合には転落するおそれのない囲等に乗せた誘導員を配置し、先頭車両に前照灯を備え、かつ、誘導員と運転者との連絡警報機器を備えること。</p>	<p>(削る。)</p> <p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達 基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u></p> <p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達 基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u></p> <p>安衛則 382</p> <p>安衛則 386</p> <p>山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン <u>厚生労働省通達 基発 0118 第 1 号 (H30.1.18)</u></p> <p>安衛則 224, 225</p>	<p>せること。</p> <p>(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備えること。</p> <p>10. 教育及び救護の措置 非常時における連絡、避難要領を定め、作業員に周知させるとともに、避難訓練を定められた回数実施し、記録すること。また、災害時における救護組織を設置すること。</p> <p>第8節 掘削工</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 肌落ち防止計画の実施および変更 事業者は、第15章第1節5.施工計画で作成した肌落ち防止計画に基づき、一連の作業を適切に実施すること。また、同計画の適否を確認し、必要であれば同計画を変更するため、次の事項を実施すること。 (1)・(2) (略)</p> <p>3. 切羽監視責任者の選任等 (1)・(2) (略)</p> <p>4. 坑内掘削 (1) 毎作業日と中震以上の地震の後及び発破後に、それぞれ浮石や亀裂、湧出等の状況を点検させること。 (2) 浮石落としや支保工の補修及び削岩・せん孔等の作業が行われる所には関係者以外の立入りを禁止すること。 (3)・(4) (略) (5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。 ・作業に従事する労働者に保護帽、保護具（バックプロテクター等）、安全靴（長靴）、必要に応じて電動ファン付き呼吸用保護具等を着用させること。 ・作業を行う場所について、照明施設を設置する等により必要な照度を保持すること。切羽における作業では、150ルクス以上が望まれること。</p> <p>5. (略)</p> <p>第9節 運搬工</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 機関車によるずり運搬作業 (1)・(2) (略) (3) 後押し運転を行うときに、作業員の出入りがある場合には転落するおそれのない囲等に乗せた誘導員を配置し、先頭車両に前照灯を備え、かつ、誘導員と運転者との連絡警報機器を備えること。</p>	<p>安衛則 389 の 10</p> <p>山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン</p> <p>山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン</p> <p>安衛則 382</p> <p>安衛則 386</p> <p>山岳トンネルの工事の切羽における労働災害防止対策に係るガイドライン</p> <p>安衛則 224, 225</p>
---	--	--	--

4. 軌道設備	
(1) (略)	
(2) トンネル内の軌道では、片側の車両と側壁又は障害物の間に0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には、運行中の車両の進行方向に立入禁止の措置を講じるか、退避所を設置すること。	安衛則 205
(3) (略)	
第10節 支保工	
1. 一般的事項	
(1)・(2) (略)	
(3) 点検者を定め、毎作業日及び震度4以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。	安衛則 396
(4) (略)	
2. 鋼アーチ支保工	
(1) (略)	
(2) 建込み間隔は1.5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結すること。	安衛則 394
(3)～(5) (略)	
3.・4. (略)	
5. その他支保工	安衛則 390
使用する矢板等は、地質、土圧等必要に応じた強度を有し、著しい損傷、腐食等の欠点のないものであること。	
6. (略)	
第11節 覆工	
1. 型枠一般	
(1) 型枠支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとする。	安衛則 398
(2) 型枠支保工は、通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅固な足場を有するものであること。	
2. 型枠の組立、解体	
(1) 型枠のケレン、塗油作業においては、滑落を防止するため、適切な設備を設けること。	
(2) (略)	
(3) 型枠は、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずさないこと。	
3. コンクリートの打設	
(1) 吹上げ方式による場合は、過圧送による型枠の変形を防止するため、十分な監視の措置を講じること。	
(2) 空気圧送機を使用する場合は、圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また、前面の労働者を待機させた後、ジョイントを外すこと。	
(3)・(4) (略)	
4. (略)	
第4編 特定条件下の工事	
第16章 土石流の到達するおそれのある現場での工事	
第1節 一般事項	
1. (略)	

4. 軌道設備	
(1) (略)	
(2) トンネル内の軌道では、片側の車両と側壁の間に0.6m以上の間隔を確保すること。これが困難な場合には、運行中の車両の進行方向に立入禁止の措置を講じるか、退避所を設置すること。	安衛則 205
(3) (略)	
第10節 支保工	
1. 一般的事項	
(1) (略)	
(3) 点検者を定め、毎作業日及び中震以上の地震の後、部材の異常、脚部の沈下の有無について点検し、常に危険のないように補修すること。	安衛則 396
(4) (略)	
2. 鋼アーチ支保工	
(1) (略)	
(2) 建込み間隔は1.5m以下とし、支保工間は継ぎボルト等を用いて強固に連結すること。	安衛則 394
(3)～(5) (略)	
3.・4. (略)	
5. その他支保工	安衛則 390
使用する矢板等、地質、土圧等必要に応じた強度を有し、著しい損傷、腐食等の欠点のないものであること。	
6. (略)	
第11節 覆工	
1. 型枠一般	
(1) 型枠支保工の構造は、施工条件に適合し、打込時のコンクリートの圧力に十分耐えられるものとする。	安衛則 398
(2) 型枠支保工は、通過する重機・車両等に対して安全上必要な空間を有し、堅固な足場を有するものであること。	
2. 型枠の組立、解体	
(1) 型枠のケレン、塗油作業においては、滑落を防止するため、適切な設備を設けること。	
(2) (略)	
(3) 型枠は、打ち込んだコンクリートが必要な強度に達するまで取りはずさないこと。	
3. コンクリートの打設	
(1) 吹上げ方式による場合は、過圧送による型枠の変形を防止するため、十分な監視の措置を講じること。	
(2) 空気圧送機を使用する場合は、圧送終了時に残留空気のないことを確認すること。また、前面の作業員を待機させた後、ジョイントを外すこと。	
(3)・(4) (略)	
3. (略)	
4. (略)	
第4編 特定条件下の工事	
第16章 土石流の到達するおそれのある現場での工事	
第1節 一般事項	
1. (略)	

2. 工事内容の把握
- (1) 第6章第1節1及び2に準ずること。
 - (2) 土石流が発生した場合には、現場で作業中の労働者に被害を与える危険性があることから、労働者の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。
3. 事前調査における共通事項
第1章第2節に準じること。
4. (略)
5. 施工計画における共通事項
第1章第3節に準じること。
6. 施工計画における留意事項
- (1) ～ (4) (略)
 - (5) 同一溪流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合、工事関係者間の十分な連携が図れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。
7. 現場管理
- (1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報用の設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。
 - (2) ～ (6) (略)
 - (7) 避難の基準雨量に達した場合又は、地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止し労働者を避難場所に避難させるとともに、作業の中止命令を解除するまで、土石流到達危険範囲内に立入らないよう労働者に周知すること。
 - (8) ～ (11) (略)
- 第17章 林道上で行う工事
第1節 一般事項
1. (略)
2. 工事内容の把握
第6章第1節1及び2に準ずること。
3. 事前調査における留意事項
作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、以下の事項について調査すること。
- (1) 交通（交通量、通学路、バス路線、迂回路等）への影響
 - (2) 環境（騒音、振動、煙、ごみ・ほこりが周辺の学校、病院、商店、住宅に与える影響等）
 - (3)・(4) (略)
4. 施工計画
第1章第3節、第7章第1節4及び5に準ずること。
5. 協議及び許可
施工に当たっては、林道管理者、警察、関係機関等との十分な協議、打合せを行い、必要に応じて許可を受けたうえで安全に配慮し行うこと。
6. 現場管理
- (1) (略)
 - (2) 一般の交通流と対面して工事を行う場合
 - ① 一般の交通流と対面して工事が行われる箇所には必ず交通誘導警備員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止にあたること。

安衛則 642 の 2 の 2

安衛則 575 の 14

2. 工事内容の把握
- (1) 第6章第1節1、2に準ずること。
 - (2) 土石流が発生した場合には、現場で作業中の作業員に被害を与える危険性があることから、作業員の安全確保が図られるよう配慮する必要がある。このことを十分認識して工事内容を把握すること。
3. 事前調査における共通事項
第1章第2節に準じること。
4. (略)
5. 施工計画における共通事項
第1章第3節に準じること。
6. 施工計画における留意事項
- (1) ～ (4) (略)
 - (5) 同一溪流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携が図れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。
7. 現場管理
- (1) 土石流が発生した場合にすみやかにこれを知らせるためのサイレン、非常ベル等の警報設備を設け、常に有効に機能するよう点検、整備を行うこと。
 - (2) ～ (6) (略)
 - (7) 避難の基準雨量に達した場合又は、地震があったことによって土石流の発生のおそれのある場合には、直ちに作業を中止し作業員を避難場所に避難させるとともに、作業の中止命令を解除するまで、土石流到達危険範囲内に立入られないよう作業員に周知すること。
 - (8) ～ (11) (略)
- 第17章 林道上で行う工事
第1節 一般事項
1. (略)
2. 工事内容の把握
第6章第1節1、2に準ずること。
3. 事前調査における留意事項
作業の安全及び公衆災害防止を確保するため、以下の事項について調査すること。
- (1) 交通（交通量、通学路、バス路線、迂回路等）への影響
 - (2) 環境（騒音、振動、煙、ごみ・ほこり、学校、病院・商店・住宅に与える影響等）への影響
 - (3)・(4) (略)
4. 施工計画
第1章第3節、第7章第1節4、5に準ずること。
5. 協議及び許可
施工にあたっては、林道管理者、警察、関係機関等との十分な協議、打合せを行い必要に応じて許可を受けたうえで安全に配慮し行うこと。
6. 現場管理
- (1) (略)
 - (2) 一般の交通流と対面して工事を行う場合
 - ① 一般の交通流と対面して工事が行われる箇所には必ず交通誘導員、保安要員を配置し、現場内の安全を図るとともに、車両の誘導並びに事故防止にあたること。

安衛則 642 の 2 の 2

安衛則 575 の 14

<p>②・③ (略)</p> <p>第2節 交通保安施設</p> <p>1. 標識等の設置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2. 現場付近における交通の誘導</p> <p>(1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導警備員を配置し、道路標識、<u>工事表示板</u>、保安灯、カラーコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。</p> <p>(2) 交通誘導警備員は、進入車両が余裕を持って方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。</p> <p>3. <u>迂回路</u></p> <p>一般の交通を<u>迂回</u>させる場合は、<u>林道管理者、道路管理者及び</u>所轄警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。</p> <p>4. (略)</p>	<p>公災防(土)23</p> <p>公災防(土)24</p> <p>公災防(土)25</p>	<p>②・③ (略)</p> <p>第2節 交通保安施設</p> <p>1. 標識等の設置</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2. 現場付近における交通の誘導</p> <p>(1) 現場への出入口、規制区間の主要箇所には、必要に応じた交通誘導員を配置し、道路標識、保安灯、カラーコーン又は矢印板を設置する等、常に交通の流れを阻害しないように努めること。</p> <p>(2) 交通誘導員は、進入車両が余裕を持って方向変換できる位置から視認可能な場所で、保安施設内において誘導すること。</p> <p>3. <u>う回路</u></p> <p>一般の交通を<u>う回</u>させる場合は、<u>所轄の</u>警察署長の指示に従い案内標示板等を設置すること。</p> <p>4. (略)</p>	<p>公災防(土)17</p> <p>公災防(土)21</p> <p>公災防(土)21</p>
<p>第3節 舗装作業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監視員又は誘導員の配置</p> <p><u>労働者</u>の働いて<u>いる</u>付近、土石の落下・崩壊のおそれのある場所、見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所、崖縁等で機械を運転するときは、監視員又は<u>交通誘導警備員</u>を配置すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>労働者</u>の励行事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第4節 一般の交通流と対面して行う維持修繕工事</p> <p>1. 保安施設等の設置及び管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業箇所には、交通誘導警備員を配置すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等</p> <p>(1) 作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い、<u>労働者</u>との接触事故の防止を図ること。</p> <p>(2) 交通誘導警備員の服装は特に目立つもの(反射するもの)とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じ<u>トランシーバ</u>を用いる等により<u>よって</u>適切な誘導ができるようにすること。</p> <p>(3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、一般の交通流と対面して工事を行う場合は、特に危険が伴うので、交通誘導警備員との共同作業にて行うこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 作業待機車は、工事標識、<u>交通誘導警備員</u>の見通しを妨げない位置とすること。</p> <p>3. 区画線の設置等の作業</p> <p>(1) 交通誘導警備員を配置するとともに、ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>安衛則 151 の 6, 157</p>	<p>第3節 舗装作業</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 監視員又は誘導員の配置</p> <p><u>作業員</u>の働いてる付近、土石の落下・崩壊のおそれのある場所、見通しのきかない場所及び一般交通用道路と交差する箇所、崖縁等で機械を運転するときは、監視員又は誘導員を配置すること。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. <u>作業員</u>の励行事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第4節 一般の交通流と対面して行う維持修繕工事</p> <p>1. 保安施設等の設置及び管理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 作業箇所には、交通誘導員を配置すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2. 舗装、オーバーレイ、目地シール工事等</p> <p>(1) 作業用機械の運行は誘導員の指示のもとに行い、<u>一般作業員</u>との接触事故の防止を図ること。</p> <p>(2) 交通誘導員の服装は特に目立つもの(反射するもの)とし、吹笛を用い、夜間は赤色の大型懐中電灯の他に必要に応じ<u>トランシーバ</u>を用いる等により<u>適切な</u>誘導ができるようにすること。</p> <p>(3) 車道部における保安施設の設置及び撤去作業は、一般の交通流と対面して工事を行う場合は、特に危険が伴うので、交通誘導員との共同作業にて行うこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 作業待機車は、工事標識、<u>誘導員</u>の見通しを妨げない位置とすること。</p> <p>3. 区画線の設置等の作業</p> <p>(1) 交通誘導員を配置するとともに、ラインマーカー等の作業は先導車と作業車の間に入れて行うこと。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>安衛則 151 の 6, 157</p>

- (3) 労働者の服装は、特に目立つものとする。

4. 除草等の作業

- (1) 作業箇所はカラーコーンで必ず標示すること。
(2) 草刈、盛土の際の路肩作業に当たっては車両通過の際の飛石等を防止するため、飛び石防止の防護板等や路面の落石等を除去するなどの防護措置を講じること。また、防護措置は必ず除草作業の移動と同調すること。
(3) (略)
(4) 除草作業に機械を使用するときは、労働者及び道路上の飛石を防止するため、刈りこみ前に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護板等を設置すること。

第5節 除雪作業

1. 除雪計画と準備

- (1)・(2) (略)
(3) 除雪作業運転員は準備期間中、担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知できるように、車両による試走を十分行うこと。
(4) 排雪作業では、道路条件、交通量等によって、交通制限の必要を生じるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導警備員を配置して、安全な通行を確保すること。
(5) 除雪機械には作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知できるようにすること。
(6) 除雪作業員の服装は、視認性を考慮して明るいものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼り付ける等の安全対策をとること。作業靴はスリップ防止に役立つ形式のものとする。
(7) (略)

2. (略)

第18章 水辺で行う工事

第1節 一般事項

1. (略)

2. 工事内容の把握

- (1) 第6章第1節1 及び2に準ずること。
(2) (略)

3. (略)

4. 事前調査における留意事項

水辺で行う工事を安全に実施するため、次の事項について調査を行い、施工方法の決定に役立たせること。

- ① 上流域の降雨量と水位、流量の状況及びダム
② (略)
③ (略)
④ (略)
⑤ (略)
⑥ (略)
⑦ (略)
⑧ (略)
⑨ (略)
⑩ (略)
⑪ (略)
⑫ (略)
⑬ (略)

- (3) 作業員の服装は、特に目立つものとする。

4. 除草等の作業

- (1) 作業箇所はカラーコーンで必ず表示すること。
(2) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。
(3) (略)
(4) 除草作業に機械を使用するときは、作業員及び道路上の飛石を防止するため、刈りこみ前に異物を除去し、機械にも飛石防止の防護板等を設置すること。

第5節 除雪作業

1. 除雪計画と準備

- (1)・(2) (略)
(3) 除雪作業運転員は準備期間中担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知できるように、車両による試走を十分行うこと。
(4) 排雪作業では、道路条件、交通量等により、交通制限の必要を生じるため、道路管理者と関係機関の協議に基づき、交通誘導員を配置して、安全な通行を確保すること。
(5) 除雪機械には作業を明示する標識を設け、通行車両が作業を予知出来るようにすること。
(6) 除雪作業員の服装は、視認性を考慮して明るいものとし、夜間作業の場合には、一部に反射テープを貼り付ける等の安全策をとること。作業靴はスリップ防止に役立つ形式のものとする。
(7) (略)

2. (略)

第18章 水辺で行う工事

第1節 一般事項

1. (略)

2. 工事内容の把握

- (1) 第6章第1節1、2に準ずること。
(2) (略)

3. (略)

4. 事前調査における留意事項

水辺で行う工事を安全に実施するため、次の事項について調査を行い、施工方法の決定に役立たせること。

- (1) 上流の降雨量と水位、流量の状況及びダム
(2) (略)
(3) (略)
(4) (略)
(5) (略)
(6) (略)
(7) (略)
(8) (略)
(9) (略)
(10) (略)
(11) (略)
(12) (略)
(13) (略)

5. 施工計画における共通事項
第1章第3節に準ずること。

6.・7. (略)

第2節 水辺で行う作業

1. 仮締切工

(1) (略)

(2) 火打梁を用いた構造とする締切の場合は、特に滑りが起こらないようにし、常に点検を怠らないこと。

2. 堤防等の維持修繕

(1) (略)

(2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、労働者の配置、河川距離標・障害物の有無等を確認すること。

3. 安全注意等

(1)～(4) (略)

(5) 水中への転落のおそれのあるときは、作業用救命衣を着用させること。

4. (略)

第3節 潜水作業

1.～6. (略)

7. 窒素酔い防止

(1)・(2) (略)

(3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は、潜水業務従事者に異常がないか監視すること。

8.～10. (略)

第4節 作業船及び台船作業

1. 人員の水上輸送

(1) (略)

(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流よりも速く、安全性のある通船を選定すること。

(3)～(6) (略)

2. 運航・回航・曳航作業

(1) (略)

(2) 回航、曳航作業に当たっては、法規に定められた形象物、灯火、航法及び信号等を守り、適切な操船、厳格な見張りを励行し、安全に運航すること。

(3)～(5) (略)

3. (略)

4. 荷役作業

(1) 貨物船に装備された揚貨装置、非自航クレーン船のクレーン、岸壁・棧橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は、有資格者以外の者に行わせないこと。

(2)～(5) (略)

安衛則 638 の 3

海衝法 20、24

(削る。)
クレーン則 68
安衛則 41

5. 施工計画における共通事項
第1章第3節に準ずること。

6.・7. (略)

第2節 水辺で行う作業

1. 仮締切工

(1) (略)

(2) 火打梁を用いた構造とする締切の場合は、特に滑りが起こらないようにし、常に点検すること。

2. 堤防等の維持修繕

(1) (略)

(2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等を確認すること。

3. 安全注意等

(1)～(4) (略)

(5) 水中への転落のおそれのあるときは、作業救命衣を着用させること。

4. (略)

第3節 潜水作業

1.～6. (略)

7. 窒素酔い防止

(1)・(2) (略)

(3) 呼吸管を口でくわえるアクアラングのような潜水器を使う場合は、潜水作業員に異常がないか監視すること。

8.～10. (略)

第4節 作業船及び台船作業

1. 人員の水上輸送

(1) (略)

(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流の速さよりも速い速度、安全性のある通船を選定すること。

(3)～(6) (略)

2. 運航・回航・曳航作業

(1) (略)

(2) 回航、曳航作業にあたっては、法規に定められた形象物、灯火、航法及び信号等を守り、適切な操船、厳格な見張りを励行し、安全に運航すること。

(3)～(5) (略)

3. (略)

4. 荷役作業

(1) 貨物船に装備された揚貨装置、非自航クレーン船のクレーン、岸壁・棧橋・海上足場上に設置したクレーン又は作業船及び台船に搭載した移動式クレーン等の運転の業務は、有資格者以外の者に行わせないこと。

(2)～(5) (略)

(新設)

海衝法 20、24

安衛則 27、28
クレーン則 68
安衛則 41

<p>5. 舷外作業</p> <p>(1) 舷外作業の<u>労働者</u>は、<u>墜落制止用器具</u>又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 監視員は、適当な場所に配置し、舷外の<u>労働者</u>との連絡を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>船安衛則 16、52</p> <p>船安衛則 52</p>	<p>5. 舷外作業</p> <p>(1) 舷外作業の<u>作業員</u>は、<u>安全带</u>又は作業用救命衣を着用し、作業を行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 監視員は、適当な場所に配置し、舷外の<u>作業員</u>との連絡を行うこと。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>船安衛則 16、52</p> <p>船安衛則 52</p>
<p>6. 浚渫・掘削作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては、<u>労働者</u>は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。</p> <p>(5) 修理又は準備中に<u>労働者</u>の交代を行うときは、作業計画の説明、段取り及び進行状況、作業中の監視の要点、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。</p> <p>(6) 作業のため電路の開閉を行う場合には、受電設備側と電話その他により確実に連絡し、<u>労働者</u>側の了解のもとに操作を行うこと。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p>		<p>6. 浚渫・掘削作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 浚渫作業中の通行船舶に対しては、<u>作業員</u>は十分な注意を払い、他の船舶の安全を図ること。</p> <p>(5) 修理又は準備中に<u>作業員</u>の交代を行うときは、作業計画の説明、段取り及び進行状況、作業中の監視の要点、送電禁止区域の説明等の引き継ぎ事項を交代者全員に徹底すること。</p> <p>(6) 作業のため電路の開閉を行う場合には、受電設備側と電話その他により確実に連絡し、<u>作業員</u>側の了解のもとに操作を行うこと。</p> <p>(7) ～ (9) (略)</p>	
<p>7. 埋立作業</p> <p>(1) ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには、ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし、あらかじめ放水口付近の<u>労働者</u>の退避を確かめてから排送を始めること。</p> <p>(2) (略)</p>		<p>7. 埋立作業</p> <p>(1) ポンプ船から埋立用材を埋立地に排送するときには、ポンプ船及び埋立地の責任者等は連絡を密にし、あらかじめ放水口付近の<u>作業員</u>の退避を確かめてから排送を始めること。</p> <p>(2) (略)</p>	
<p>8. 地盤改良作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 高所作業、及び動揺時の作業では<u>墜落制止用器具</u>を使用すること。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p><u>船安衛則 51</u></p>	<p>8. 地盤改良作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 高所作業、及び動揺時の作業では<u>安全带</u>を使用すること。</p> <p>(5)・(6) (略)。</p>	<p>(新設)</p>
<p>9. (略)</p>		<p>9. (略)</p>	
<p>10. 水中発破作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。</p>	<p><u>危船則 21、37</u></p>	<p>10. 水中発破作業</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p>(4) 船舶への積載及び輸送においては、積荷場所は操船室、居室等から離れた場所を選定し、消防設備を準備しておくとともに、他の貨物と同時に荷役しないこと。</p>	<p><u>危険物船舶運送及び貯蔵規則 21</u> <u>危険物船舶運送及び貯蔵規則 37</u></p>
<p>11. コンクリート打設作業</p> <p>(1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 作業中に型<u>枠</u>支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ講じておくとともに、突風又は高波の発生により型<u>枠</u>支保工に異状が認められたときには、直ちに作業を中止すること。</p>	<p><u>危船則 37</u></p> <p>安衛則 244</p>	<p>11. コンクリート打設作業</p> <p>(1) コンクリートプラント船、モルタルプラント船等は、常に良好な状態に整備しておくこと。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 作業中に型<u>わく</u>支保工に異状が認められた際における作業中止のための措置を、あらかじめ講じておくとともに、突風又は高波の発生により型<u>わく</u>支保工に異状が認められたときには、直ちに作業を中止すること。</p>	<p>(新設)</p> <p>安衛則 244</p>
<p>第19章 鉄道付近の工事</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 工事内容の把握</p> <p>第6章第1節1 <u>及び</u> 2に準ずること。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>第2節 鉄道事業者との協議</p> <p>1. 事前協議</p> <p>鉄道に近接して土木工事を施工する場合、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのある</p>	<p>公災防 (土) <u>40</u></p>	<p>第19章 鉄道付近の工事</p> <p>第1節 一般事項</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 工事内容の把握</p> <p>第6章第1節1、2に準ずること。</p> <p>3.・4. (略)</p> <p>第2節 鉄道事業者との協議</p> <p>1. 事前協議</p> <p>鉄道に近接して土木工事を施工する場合、列車運転及び旅客公衆に危害を及ぼすおそれのある</p>	<p>公災防 (土) <u>28</u></p>

<p>るときは、あらかじめ鉄道事業者と協議して、次の事項について、協議書・覚書等を取り交わすこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>2. 変更時の再協議 事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議すること。</p> <p>第3節 近接作業</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 毎日の作業内容打合せ (1) (略) (2) 打合せ票に決められた事項は、毎日作業開始前に<u>労働者</u>全員に周知徹底し、決められた事項を厳守すること。</p> <p>7.・8. (略)</p> <p>9. 地下埋設物、架空線の取り扱い (1) (略) (2) 架空線に接触のおそれがある工事の施工に<u>当</u>たっては、架空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保すること。</p> <p>10.・11. (略)</p> <p>12. 既設構造物への影響調査と報告 既設建造物、施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工に<u>当</u>たっては、鉄道事業者の責任者の指示により異常の有無を検測し、報告すること。</p> <p>13. ～15. (略)</p> <p>第4節 各種作業</p> <p>1. 仮設工等 (1) 線路に近接して現場事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設置を行う場合は堅固で安全なものとし、建築限界を侵さないこと。 特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等に<u>当</u>たっては、シート等が飛散しないよう留意すること。 (2) (略) (3) 足場、控えづな、切梁等を取り付ける場合は、レール・まくら木、<u>橋桁</u>、電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。 (4)・(5) (略) (6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、<u>防網</u>等を設け、落下物による事故防止を図ること。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 掘削 (1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。 (2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(削る。)</p> <p>安衛則 342, 345, 347</p> <p>安衛法 31 公災防 (土) <u>30</u></p> <p>安衛則 537 公災防 (土) <u>30</u></p> <p>安衛則 355, 363 公災防 (土) <u>42</u> 安衛則 362 公災防 (土) <u>45</u></p>	<p>ときは、あらかじめ鉄道事業者と協議して、次の事項について、協議書・覚書等を取り交わすこと。</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>2. 変更時の再協議 事前協議により決定された事項に変更の必要が生じた場合、並びに疑義が生じた場合等は、鉄道事業者と再協議すること。</p> <p>第3節 近接作業</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 毎日の作業内容打合せ (1) (略) (2) 打合せ票に決められた事項は、毎日作業開始前に<u>作業員</u>全員に周知徹底し、決められた事項を厳守すること。</p> <p>7.・8. (略)</p> <p>9. 地下埋設物、架空線の取り扱い (1) (略) (2) 架空線に接触のおそれがある工事の施工に<u>あ</u>たっては、架空線の防護工を設置し、架空線と機械、工具、材料等は、安全な離隔を確保すること。</p> <p>10.・11. (略)</p> <p>12. 既設構造物への影響調査と報告 既設建造物、施設等に影響を与えるおそれのある工事の施工に<u>あ</u>たっては、鉄道事業者の責任者の指示により異常の有無を検測し、報告すること。</p> <p>13. ～15. (略)</p> <p>第4節 各種作業</p> <p>1. 仮設工等 (1) 線路に近接して現場事務所、休憩所、材料倉庫等の仮設置を行う場合は堅固で安全なものとし、建築限界を侵さないこと。 特に暴風雨、天災のおそれのある場合には厳重に点検し、不良箇所等は改修又は補強をすること。また、仮置等に<u>あ</u>たっては、シート等が飛散しないよう留意すること。 (2) (略) (3) 足場、控えづな、切梁等を取り付ける場合は、レール・まくら木、<u>橋けた</u>、電柱等の鉄道施設物を利用しないこと。 (4)・(5) (略) (6) 線路、道路等に物が落下するおそれがある場合は、<u>落下防護網</u>等を設け、落下物による事故防止を図ること。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 掘削 (1) 掘削作業に先立ち地下埋設物の有無について鉄道事業者と打合わせ、地下埋設物は、試掘等により確認を行うこと。また地下埋設物の付近は人力により慎重に作業を行うこと。 (2) 掘削箇所に接近して鉄道施設物等がある場合は、十分な防護措置を施すこと。</p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>公災防 (土) <u>30</u></p> <p>安衛則 342, 345, 347</p> <p>安衛法 31 公災防 (土) <u>101</u></p> <p>安衛則 537 公災防 (土) <u>101</u></p> <p>安衛則 355, 363 公災防 (土) <u>36</u> 安衛則 362 公災防 (土) <u>39</u></p>
--	--	---	--

4. 切土、盛土工事

- (1) (略)
- (2) 切土又は盛土土砂が多量な場合は、一回当たりの掘削量は、運搬能力に応じた量とし、発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。
- (3) (略)

5. 型枠工、鉄筋工、コンクリート工

- (1) 線路付近の作業に当たっては、工具、材料、仮設材等が、鉄道建築限界を侵さないこと。必要に応じて線路防護工を設置すること。
- (2) 型枠材等は、仮置、組立、解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。
- (3)・(4) (略)

4. 切土、盛土工事

- (1) (略)
- (2) 切土又は盛土土砂が多量な場合は、一回あたりの掘削量は、運搬能力に応じた量とし、発生土は線路側に置かないようにして建築限界を侵さないこと。
- (3) (略)

5. 型わく工、鉄筋工、コンクリート工

- (1) 線路付近の作業にあたっては、工具、材料、仮設材等が、鉄道建築限界を侵さないこと。必要に応じて線路防護工を設置すること。
- (2) 型わく材等は、仮置、組立、解体中に突風等で線路内に飛散しないように厳重な管理をすること。
- (3)・(4) (略)

附 則

この通知は、令和6年11月1日から施行する